

ライフキャンバス・ファンド
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

追加型投信 / 内外 / 資産複合

投資信託説明書
（請求目論見書）

2026.5.15

T & D アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「青のライフキャンバス・ファンド（標準型）」、「赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月14日に関東財務局長に提出しており、2026年5月15日にその効力が生じております。

発行者名	: T & Dアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 佐藤 孝明
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報	4
第1 フ ァ ン ド の 状 況	4
第2 管 理 及 び 運 営	60
第3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況	66
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	113
第三部 委 託 会 社 等 の 情 報	114
第1 委 託 会 社 等 の 概 況	114

約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

以上を総称して「ライフキャンバス・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンバス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンバス・ファンド」、「赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンバス・ファンド」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たり換算した価額で表示することがあります。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。
申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。
なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年5月15日から2026年11月13日まで
なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所 (販売会社) につきましては、前述「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金 (発行価格に申込口数に乗じて得た額に申込手数料 (税込) を加算した額をいいます。) をお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所 (販売会社) と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ライフキャンバス・ファンドは各ファンド間でスイッチング(乗換)*が可能な場合があります。スイッチングにつきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、取扱を行わない販売会社もあります。また、確定拠出年金制度に基づくお申込の場合には適用されません。

*スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

*スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式・債券)資産配分固定型)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

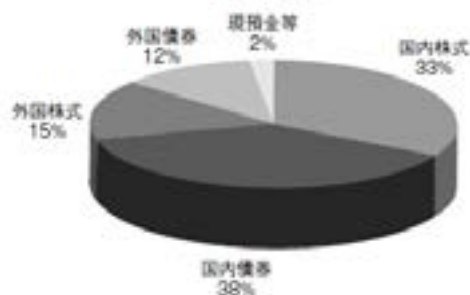
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

● ファンドの特色

- 1 ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。
- 2 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。

青のライフキャンパス・ファンド
(標準型)



中長期的な成長を目指す

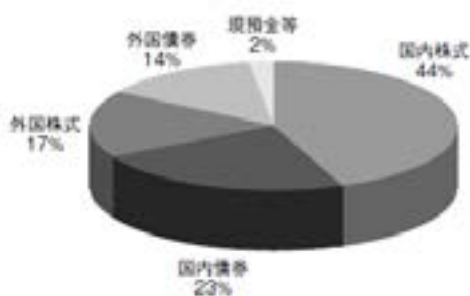
「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、株式資産や外貨建資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。

赤のライフキャンパス・ファンド
(積極型)



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

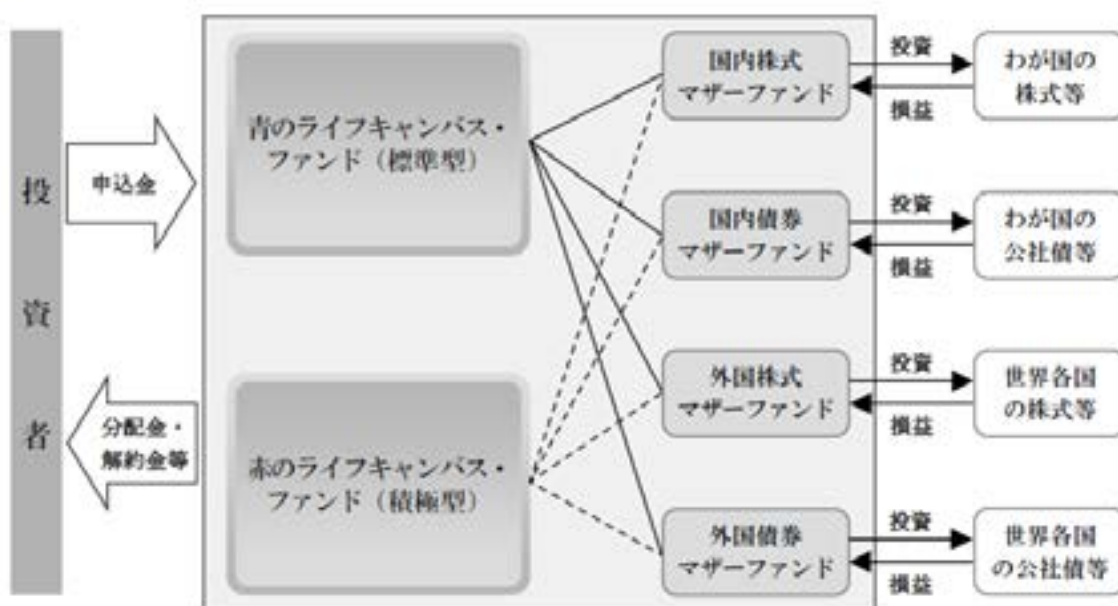
※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

- 3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● ファンドの仕組み

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国株式マザーファンド」「外国債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



● スイッチングについて

- 運用成果や運用ニーズの変化に合わせ各ファンド間のスイッチング(乗換)が可能な場合があります。取扱いについては販売会社により異なりますので詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。
- スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

※確定拠出年金制度に基づくお申込の場合は取扱いません。

● マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ^{*1}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク^{*2}: 東証株価指数 (TOPIX、配当込み)

東証株価指数 (TOPIX、配当込み)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント^{*3}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク: NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI総合に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

外国株式 マザーファンド

MSCIコクサイ・インデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、除く日本、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

外国債券 マザーファンド

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの複製、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数^{*4}をベンチマークとします。

- *1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
- *2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。
- *3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がりが利益獲得を目指す運用手法です。
- *4 合成指数のリターンは、MSCI からライセンス供与された終値ベースの指数値を使用して T&D アセット・マネジメントによって算出されます。

● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準(中心値)とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0 ~ +40.0
合計	100.0	

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0 ~ +40.0
合計	100.0	

*基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、原則として、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、信託財産の純資産総額で除したものです。

信託金限度額

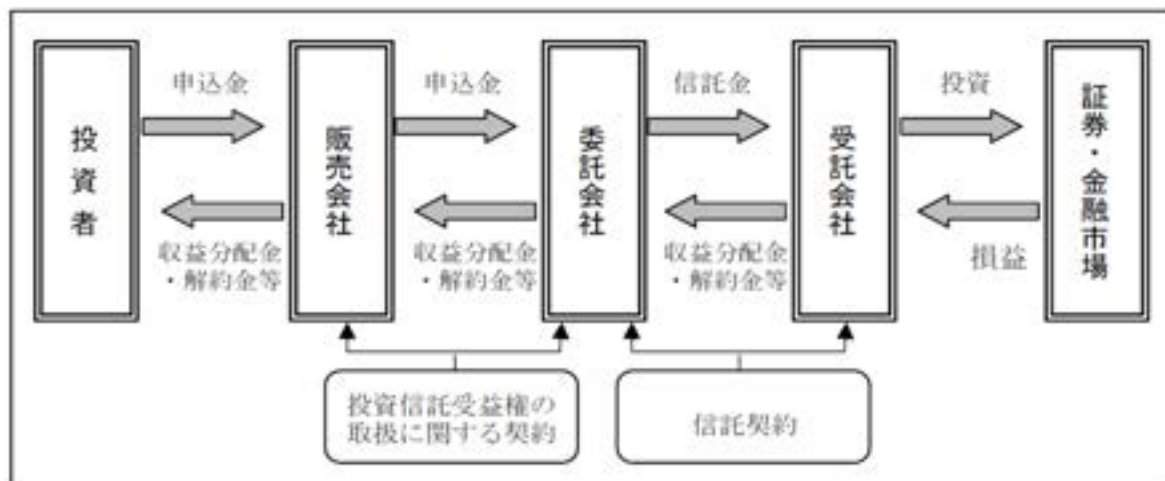
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a . 資本金

2026年2月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2026年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

<投資対象>

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

国内株式33%、国内債券38%、外国株式15%、外国債券12%および現預金2%の比率を基本ポートフォリオとし、価格変動を抑えた安定運用を行います。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行います。

「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

国内株式44%、国内債券23%、外国株式17%、外国債券14%および現預金2%の比率を基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行います。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

主として国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指します。

実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

信託財産に属する資産について、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から16. の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい

ます。)

19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で24. の有価証券の性質を有するもの

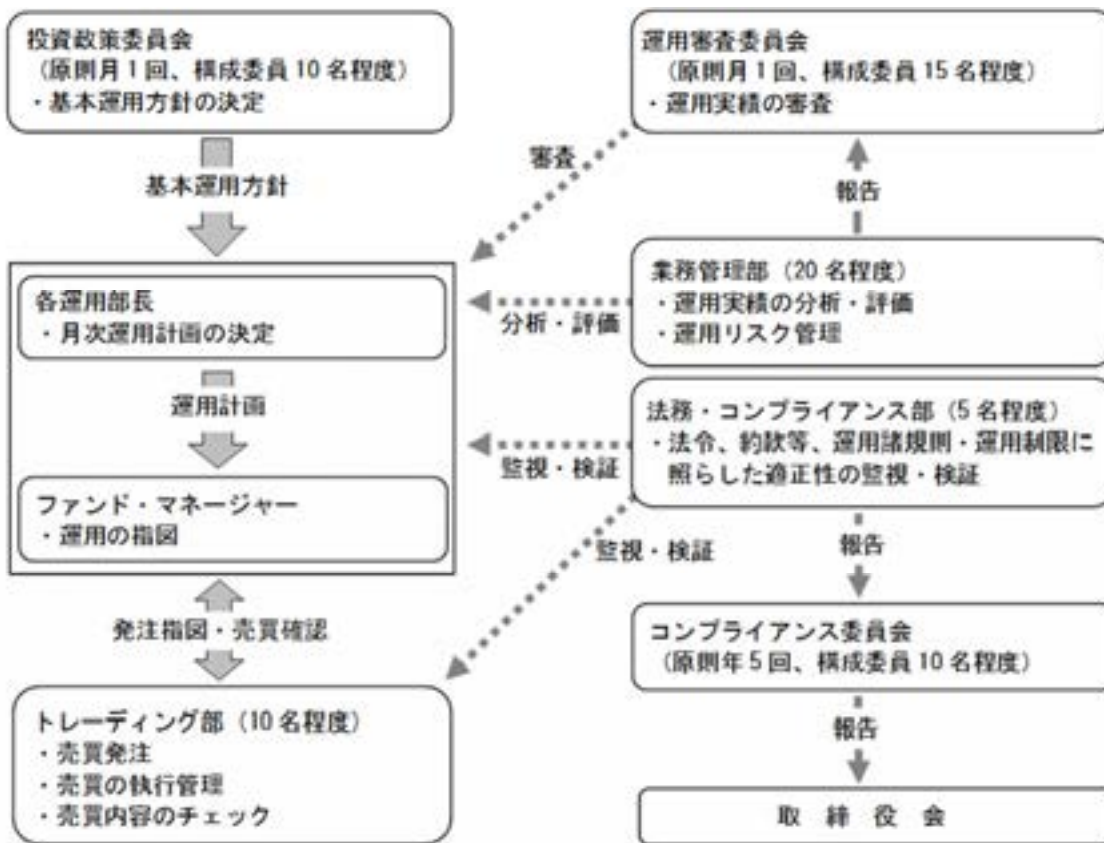
なお、5. の証券または証書、17. および22. の証券または証書のうち5. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6. から11. までの証券および17. および22. の証券または証書のうち6. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を受託会社から定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回、毎決算時(2月15日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

「青のライフキャンパス・ファンド(標準型)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

「赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファ

ンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- d . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
(2) (1) の信用取引の指図は、次の1 . から6 . に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1 . から6 . に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
(2) 委託会社は、信託財産について、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

できます。

(3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1 . から2 . の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。(2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1) の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) (1) の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- o . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(2) (1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
(3) (2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(2) (1)の資金借入額は、次の1.から3.に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 - 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
(3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- s . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- t . 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか

かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

国内株式マザーファンド

（1）投資方針

東証株価指数（TOPIX、配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析*を加味して決定します。

*セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

（3）投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (2) (1) の信用取引の指図は、次の1 . から6 . に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1 . から6 . に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (5 . に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券
- h . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1 . から2 . の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、

当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) (1)の資金借入額は、次の1.から3.に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- l. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- m. 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション

取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

- e . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社がその必要性を認めるときあるいは受入が必要と委託会社が認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- f . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- (6) f に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の

金銭の授受を約する取引をいいます。

- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとしします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- (2) (1) の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- (4) (3) の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1 . から3 . に掲げる要件を満たす範囲内の額としします。
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- m. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- n. 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国株式マザーファンド

(1) 投資方針

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。

業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。

銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーション等を考慮して決定します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- e . (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、
ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとし、
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
- (2) (1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし、
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- j . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった

場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは担保の受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(6) j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下「為替スワップ取引」といいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1 . から2 . の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

l . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものと

します。

- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (2) (1)の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 - 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - (3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
 - (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- p . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- q . 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国債券マザーファンド

(1) 投資方針

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメント等によるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a . 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- b . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
(3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- e . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
(4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
(5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

- (7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
- (2) (1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとしします。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。
- (2) (1)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

- (2) (1)の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) (3)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません(ただし、国債は除きます。)。
- k. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) (1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) (2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1)の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- n. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- o. 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ

た場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3) リスクの管理体制

委託会社では、運用部門が定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。

また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。

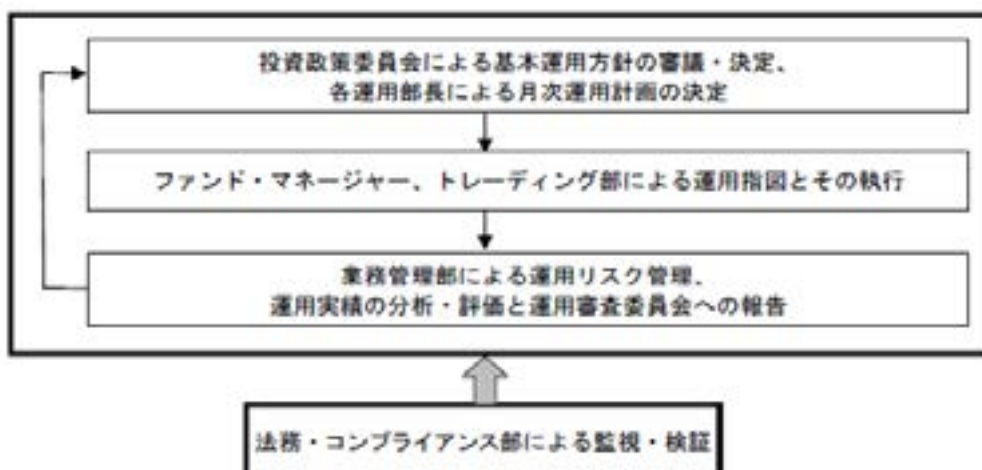
なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にはリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

具体的な委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。

- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。

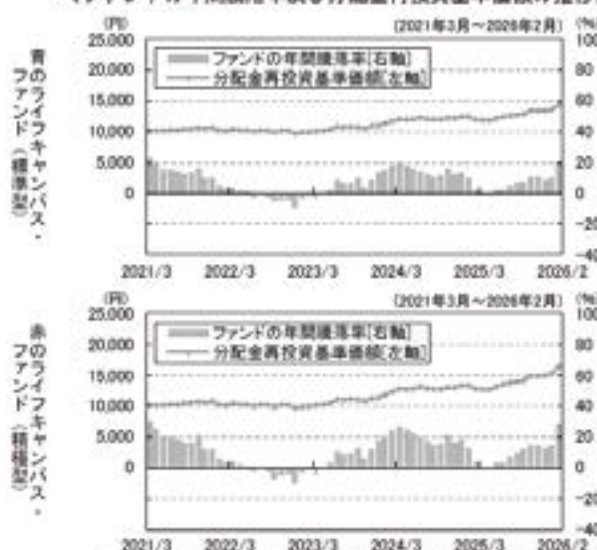
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2021年3月末の基準価額を起点として指数化したものです。
 ※右のグラフは、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 ※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記の騰落率は2026年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み, 円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)とは、株式会社 J P X 総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。配当込み TOPIX の指数値及び配当込み TOPIX に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社の知的財産です。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及び NOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

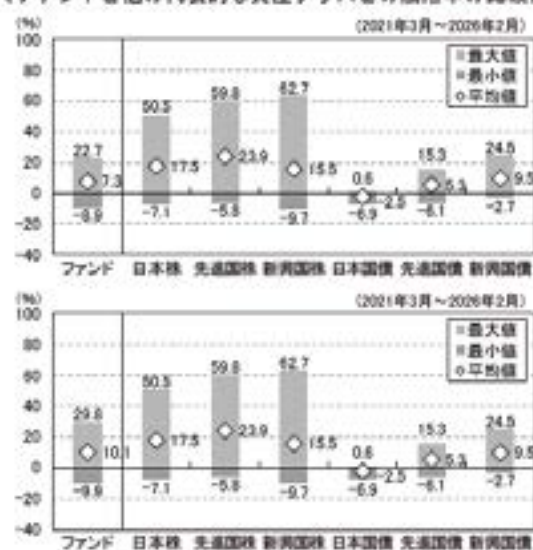
FTSE 世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.32%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.52%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2026年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報 ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
青のライフキャンパス・ファンド	1.40%	1.32%	0.08%
赤のライフキャンパス・ファンド	1.40%	1.32%	0.08%

※対象期間は2025年2月18日～2026年2月16日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2026年2月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,230	96.44
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	83	3.56
合計（純資産総額）	-	2,313	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2026年2月27日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	233,837,210	3.4118 797,807,632	3.6188 846,210,095	36.59
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	646,194,106	1.2522 809,164,259	1.2630 816,143,155	35.29
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	45,327,815	7.7107 349,510,348	7.9703 361,276,283	15.62
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	52,017,112	3.8960 202,658,668	3.9725 206,637,977	8.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2026年2月27日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.44
合計	96.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,311	1,331	1.0182	1.0342
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,314	1,438	1.0053	1.1003
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,386	1,386	0.9868	0.9868
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,400	1,483	0.9952	1.0542
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,485	1,658	1.0057	1.1227
第22期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,652	1,660	1.0050	1.0100
第23期 計算期間 (2023年2月15日現在)	1,608	1,608	0.9838	0.9838
第24期 計算期間 (2024年2月15日現在)	1,860	1,877	1.1361	1.1461
第25期 計算期間 (2025年2月17日現在)	1,980	1,996	1.1988	1.2088
2025年2月末日	1,939	-	1.1657	-
2025年3月末日	1,926	-	1.1570	-
2025年4月末日	1,918	-	1.1531	-
2025年5月末日	1,974	-	1.1873	-
2025年6月末日	2,017	-	1.2138	-
2025年7月末日	2,039	-	1.2306	-
2025年8月末日	2,052	-	1.2406	-
2025年9月末日	2,078	-	1.2594	-
2025年10月末日	2,160	-	1.3090	-
2025年11月末日	2,156	-	1.3073	-
2025年12月末日	2,162	-	1.3083	-
2026年1月末日	2,190	-	1.3259	-
第26期 計算期間 (2026年2月16日現在)	2,229	2,245	1.3514	1.3614
2026年2月末日	2,313	-	1.3937	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0160
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.0950
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0590
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1170
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050
第23期 計算期間（2023年2月15日）	0.0000
第24期 計算期間（2024年2月15日）	0.0100
第25期 計算期間（2025年2月17日）	0.0100
第26期 計算期間（2026年2月16日）	0.0100

【収益率の推移】

	収益率（％）
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	9.37
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	8.06
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	1.84
第20期 計算期間（2019年2月16日～2020年2月17日）	6.83
第21期 計算期間（2020年2月18日～2021年2月15日）	12.81
第22期 計算期間（2021年2月16日～2022年2月15日）	0.43
第23期 計算期間（2022年2月16日～2023年2月15日）	2.11
第24期 計算期間（2023年2月16日～2024年2月15日）	16.50
第25期 計算期間（2024年2月16日～2025年2月17日）	6.40
第26期 計算期間（2025年2月18日～2026年2月16日）	13.56

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	16,400,831	10,782,684
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	35,448,552	15,448,500
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	127,368,282	30,279,304
第20期 計算期間（2019年2月16日～2020年2月17日）	22,184,875	19,491,878
第21期 計算期間（2020年2月18日～2021年2月15日）	100,118,841	30,189,346
第22期 計算期間（2021年2月16日～2022年2月15日）	190,702,485	23,845,116
第23期 計算期間（2022年2月16日～2023年2月15日）	25,430,179	34,242,244
第24期 計算期間（2023年2月16日～2024年2月15日）	21,882,708	19,386,625
第25期 計算期間（2024年2月16日～2025年2月17日）	29,335,543	15,357,112
第26期 計算期間（2025年2月18日～2026年2月16日）	26,936,691	29,335,601

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2026年2月27日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,694	96.26
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	105	3.74
合計（純資産総額）	-	2,799	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2026年2月27日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	368,142,928	3.4117 1,256,023,496	3.6188 1,332,235,627	47.60
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	455,645,691	1.2522 570,559,534	1.2630 575,480,507	20.56
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	61,524,573	7.7113 474,436,395	7.9703 490,369,304	17.52
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	74,468,268	3.8960 290,128,372	3.9725 295,825,194	10.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2026年2月27日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.26
合計	96.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,289	1,312	1.0221	1.0401
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,257	1,441	0.9842	1.1282
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,378	1,378	0.9576	0.9576
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,432	1,499	0.9933	1.0393
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,520	1,759	1.0075	1.1655
第22期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,746	1,755	1.0088	1.0138
第23期 計算期間 (2023年2月15日現在)	1,729	1,729	0.9906	0.9906
第24期 計算期間 (2024年2月15日現在)	2,083	2,101	1.1949	1.2049
第25期 計算期間 (2025年2月17日現在)	2,260	2,277	1.2939	1.3039
2025年2月末日	2,197	-	1.2491	-
2025年3月末日	2,185	-	1.2423	-
2025年4月末日	2,175	-	1.2375	-
2025年5月末日	2,263	-	1.2875	-
2025年6月末日	2,313	-	1.3218	-
2025年7月末日	2,359	-	1.3473	-
2025年8月末日	2,387	-	1.3634	-
2025年9月末日	2,430	-	1.3892	-
2025年10月末日	2,553	-	1.4580	-
2025年11月末日	2,548	-	1.4595	-
2025年12月末日	2,554	-	1.4651	-
2026年1月末日	2,609	-	1.4961	-
第26期 計算期間 (2026年2月16日現在)	2,683	2,700	1.5379	1.5479
2026年2月末日	2,799	-	1.5959	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0180
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.1440
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0460
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1580
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050
第23期 計算期間（2023年2月15日）	0.0000
第24期 計算期間（2024年2月15日）	0.0100
第25期 計算期間（2025年2月17日）	0.0100
第26期 計算期間（2026年2月16日）	0.0100

【収益率の推移】

	収益率（％）
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	11.91
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	10.38
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	2.70
第20期 計算期間（2019年2月16日～2020年2月17日）	8.53
第21期 計算期間（2020年2月18日～2021年2月15日）	17.34
第22期 計算期間（2021年2月16日～2022年2月15日）	0.63
第23期 計算期間（2022年2月16日～2023年2月15日）	1.80
第24期 計算期間（2023年2月16日～2024年2月15日）	21.63
第25期 計算期間（2024年2月16日～2025年2月17日）	9.12
第26期 計算期間（2025年2月18日～2026年2月16日）	19.63

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	17,393,529	11,855,677
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	33,961,459	17,679,802
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	181,897,955	20,457,826
第20期 計算期間（2019年2月16日～2020年2月17日）	17,875,811	14,586,474
第21期 計算期間（2020年2月18日～2021年2月15日）	76,824,036	9,929,111
第22期 計算期間（2021年2月16日～2022年2月15日）	243,674,900	21,837,303
第23期 計算期間（2022年2月16日～2023年2月15日）	31,017,881	16,235,023
第24期 計算期間（2023年2月16日～2024年2月15日）	23,603,869	25,821,151
第25期 計算期間（2024年2月16日～2025年2月17日）	41,789,341	38,671,290
第26期 計算期間（2025年2月18日～2026年2月16日）	27,538,423	29,522,839

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) マザーファンドの状況

国内株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2026年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	日本	10,215	98.36
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	170	1.64
合計(純資産総額)	-	10,385	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(2026年2月27日現在)

	国名	種類	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	140,900	2,911.00 410,159,900	2,968.50 418,261,650	4.03
2	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	170,000	2,145.00 364,650,000	2,270.00 385,900,000	3.72
3	日本	株式	卸売業	三井物産	62,400	5,601.00 349,502,400	5,872.00 366,412,800	3.53
4	日本	株式	電気機器	日立製作所	69,200	5,082.69 351,722,295	5,226.00 361,639,200	3.48
5	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	59,800	5,856.00 350,188,800	5,997.00 358,620,600	3.45
6	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	87,900	3,666.00 322,241,400	3,825.00 336,217,500	3.24
7	日本	株式	電気機器	三菱電機	55,300	5,519.00 305,200,700	5,991.00 331,302,300	3.19
8	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	38,900	7,275.00 282,997,500	7,151.00 278,173,900	2.68
9	日本	株式	医薬品	中外製薬	24,900	9,282.00 231,121,800	10,455.00 260,329,500	2.51
10	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	35,600	6,252.00 222,571,200	6,527.00 232,361,200	2.24
11	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	62,900	3,525.01 221,723,385	3,643.00 229,144,700	2.21
12	日本	株式	機械	三菱重工業	45,500	4,960.00 225,680,000	5,014.00 228,137,000	2.20

13	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	4,900	41,380.00 202,762,000	44,010.00 215,649,000	2.08
14	日本	株式	建設業	大成建設	10,100	17,140.00 173,114,000	20,340.00 205,434,000	1.98
15	日本	株式	輸送用機器	スズキ	85,100	2,349.50 199,942,450	2,370.50 201,729,550	1.94
16	日本	株式	精密機器	H O Y A	6,900	27,430.00 189,267,000	28,265.00 195,028,500	1.88
17	日本	株式	電気機器	富士電機	14,000	11,425.00 159,950,000	13,910.00 194,740,000	1.88
18	日本	株式	電気機器	ファナック	25,200	6,648.00 167,529,600	7,113.00 179,247,600	1.73
19	日本	株式	その他製品	イトーキ	48,800	3,060.00 149,328,000	3,610.00 176,168,000	1.70
20	日本	株式	建設業	きんでん	20,300	7,881.00 159,984,300	8,488.00 172,306,400	1.66
21	日本	株式	その他金融業	オリックス	31,000	5,331.00 165,261,000	5,543.00 171,833,000	1.65
22	日本	株式	情報・通信業	コナミグループ	8,100	18,954.74 153,533,430	20,830.00 168,723,000	1.62
23	日本	株式	機械	小松製作所	21,100	7,774.00 164,031,400	7,533.00 158,946,300	1.53
24	日本	株式	建設業	関電工	22,600	6,284.00 142,018,400	6,986.00 157,883,600	1.52
25	日本	株式	電気機器	日本電気	35,700	4,233.45 151,134,390	4,334.00 154,723,800	1.49
26	日本	株式	不動産業	住友不動産	28,800	5,025.00 144,720,000	5,288.00 152,294,400	1.47
27	日本	株式	その他製品	パンダイナムコホールディングス	35,600	4,060.69 144,560,834	4,244.00 151,086,400	1.45
28	日本	株式	卸売業	ミスミグループ本社	47,200	3,141.00 148,255,200	3,148.00 148,585,600	1.43
29	日本	株式	ゴム製品	住友ゴム工業	52,900	2,642.50 139,788,250	2,781.50 147,141,350	1.42
30	日本	株式	証券、商品先物取引業	S B I ホールディングス	43,200	3,463.63 149,629,021	3,350.00 144,720,000	1.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2026年2月27日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	21.49
株式	銀行業	10.16
株式	卸売業	9.92
株式	輸送用機器	7.56
株式	機械	7.41
株式	建設業	6.31
株式	非鉄金属	4.51
株式	不動産業	4.11
株式	医薬品	3.82
株式	小売業	3.72
株式	情報・通信業	3.61
株式	その他製品	3.15
株式	保険業	2.24
株式	精密機器	1.88
株式	その他金融業	1.65
株式	サービス業	1.44
株式	ゴム製品	1.42
株式	証券、商品先物取引業	1.39
株式	水産・農林業	1.30
株式	化学	1.27
合計		98.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2026年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	8,870	80.17
地方債証券	日本	280	2.53
特殊債券	日本	390	3.53
社債券	日本	1,180	10.66
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	344	3.11
合計(純資産総額)	-	11,064	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(2026年2月27日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	第459回利付国債(2年)	500,000,000	99.93 499,690,000	99.95 499,770,000	4.52	0.20	2026.4.1
2	日本	国債証券	第460回利付国債(2年)	500,000,000	99.91 499,560,000	99.92 499,610,000	4.52	0.30	2026.5.1
3	日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	375,000,000	91.81 344,291,250	92.33 346,241,250	3.13	0.10	2031.6.20
4	日本	国債証券	第367回利付国債(10年)	295,000,000	90.41 266,709,500	91.02 268,514,900	2.43	0.20	2032.6.20
5	日本	国債証券	第461回利付国債(2年)	230,000,000	99.89 229,760,800	99.90 229,772,300	2.08	0.40	2026.6.1
6	日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	250,000,000	89.76 224,405,000	90.38 225,955,000	2.04	0.40	2033.6.20
7	日本	国債証券	第467回利付国債(2年)	200,000,000	99.72 199,452,000	99.72 199,448,000	1.80	0.60	2026.12.1
8	日本	国債証券	第376回利付国債(10年)	205,000,000	91.15 186,869,800	91.63 187,843,550	1.70	0.90	2034.9.20
9	日本	国債証券	第380回利付国債(10年)	183,000,000	95.92 175,544,580	96.74 177,034,200	1.60	1.70	2035.9.20
10	日本	国債証券	第154回利付国債(5年)	170,000,000	98.29 167,096,400	98.37 167,237,500	1.51	0.10	2027.9.20

11	日本	国債証券	第378回利付国債(10年)	170,000,000	94.08 159,944,500	94.85 161,256,900	1.46	1.40	2035.3.20
12	日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	170,000,000	92.88 157,902,800	93.62 159,169,300	1.44	1.30	2035.6.20
13	日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	167,000,000	93.70 156,490,690	94.15 157,233,840	1.42	0.10	2030.6.20
14	日本	国債証券	第369回利付国債(10年)	170,000,000	91.36 155,313,700	91.95 156,321,800	1.41	0.50	2032.12.20
15	日本	国債証券	第161回利付国債(20年)	183,000,000	82.67 151,297,170	83.33 152,495,730	1.38	0.60	2037.6.20
16	日本	国債証券	第373回利付国債(10年)	165,000,000	90.11 148,691,400	90.76 149,762,250	1.35	0.60	2033.12.20
17	日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	155,000,000	93.24 144,534,400	93.71 145,255,150	1.31	0.10	2030.9.20
18	日本	国債証券	第155回利付国債(5年)	135,000,000	98.32 132,742,800	98.41 132,854,850	1.20	0.30	2027.12.20
19	日本	国債証券	第181回利付国債(5年)	130,000,000	98.50 128,057,800	98.93 128,616,800	1.16	1.30	2030.9.20
20	日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	126,000,000	98.97 124,708,500	99.01 124,757,640	1.13	0.10	2027.3.20
21	日本	国債証券	第1回利付国債(30年)	117,000,000	104.53 122,304,780	104.77 122,585,580	1.11	2.80	2029.9.20
22	日本	国債証券	第177回利付国債(20年)	170,000,000	70.21 119,370,600	71.68 121,856,000	1.10	0.40	2041.6.20
23	日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	125,000,000	95.94 119,933,750	96.64 120,807,500	1.09	1.50	2034.6.20
24	日本	国債証券	第366回利付国債(10年)	127,000,000	90.90 115,444,270	91.49 116,199,920	1.05	0.20	2032.3.20
25	日本	国債証券	第173回利付国債(20年)	155,000,000	72.73 112,733,050	74.09 114,841,050	1.04	0.40	2040.6.20
26	日本	国債証券	第370回利付国債(10年)	125,000,000	90.94 113,681,250	91.55 114,440,000	1.03	0.50	2033.3.20
27	日本	国債証券	第164回利付国債(20年)	141,000,000	79.51 112,121,790	80.54 113,571,270	1.03	0.50	2038.3.20
28	日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	120,000,000	92.87 111,446,400	93.59 112,310,400	1.02	1.10	2034.6.20
29	日本	国債証券	第186回利付国債(20年)	135,000,000	80.05 108,075,600	81.76 110,382,750	1.00	1.50	2043.9.20
30	日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	110,000,000	99.49 109,447,800	99.50 109,459,900	0.99	0.01	2026.9.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2026年2月27日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	80.17
地方債証券	2.53
特殊債券	3.53
社債券	10.66
合計	96.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2026年2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	3,795	73.20
	イギリス	199	3.84
	カナダ	193	3.73
	スイス	144	2.78
	ドイツ	120	2.31
	フランス	105	2.02
	オランダ	92	1.78
	アイルランド	84	1.62
	スペイン	80	1.53
	オーストラリア	61	1.17
	イタリア	60	1.16
	シンガポール	31	0.61
	スウェーデン	26	0.50
	デンマーク	24	0.46
	ルクセンブルク	13	0.25
	リベリア	9	0.18
	フィンランド	9	0.17
	香港	8	0.15
	ベルギー	7	0.13
	ジャージー	5	0.10
ノルウェー	2	0.04	
キュラソー	2	0.03	
小計		5,068	97.74
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	62	1.19
	オーストラリア	6	0.11
	シンガポール	0	0.00
	小計	67	1.30
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	50	0.96
合計(純資産総額)	-	5,185	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄 (30銘柄)

(2026年2月27日現在)

	国/ 地域	種 類	通 貨	業 種	銘 柄 名	数 量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投 資 比 率 (%)
1	アメ リカ	株 式	US ドル	半導体・半導体製造装 置	NVIDIA CORP	10,370	182.81 295,375,202	184.89 298,735,962	5.76
2	アメ リカ	株 式	US ドル	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	APPLE INC	6,190	255.78 246,690,576	272.95 263,250,421	5.08
3	アメ リカ	株 式	US ドル	ソフトウェア・サービ ス	MICROSOFT CORP	2,903	401.32 181,523,629	401.72 181,704,556	3.50
4	アメ リカ	株 式	US ドル	一般消費財・サービス 流通・小売り	AMAZON.COM INC	4,058	198.79 125,690,340	207.92 131,463,029	2.54
5	アメ リカ	株 式	US ドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL A	2,644	305.72 125,944,912	307.38 126,628,768	2.44
6	アメ リカ	株 式	US ドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL C	2,263	306.02 107,902,049	307.15 108,300,484	2.09
7	アメ リカ	株 式	US ドル	半導体・半導体製造装 置	BROADCOM INC	1,968	325.17 99,708,203	321.70 98,644,183	1.90
8	アメ リカ	株 式	US ドル	メディア・娯楽	META PLATFORMS INC	908	639.77 90,511,767	657.01 92,950,805	1.79
9	アメ リカ	株 式	US ドル	自動車・自動車部品	TESLA, INC	1,191	417.44 77,464,219	408.58 75,820,072	1.46
10	アメ リカ	株 式	US ドル	銀行	JPMORGAN CHASE & CO	1,250	302.55 58,925,394	306.13 59,622,644	1.15
11	アメ リカ	株 式	US ドル	医薬品・バイオテク ロジー・ライフサイエ ンス	ELI LILLY & CO	367	1,040.00 59,469,560	1,022.02 58,441,423	1.13
12	アメ リカ	株 式	US ドル	医薬品・バイオテク ロジー・ライフサイエ ンス	JOHNSON & JOHNSON	1,177	243.45 44,645,898	243.47 44,649,566	0.86
13	アメ リカ	株 式	US ドル	生活必需品流通・小売 り	WALMART INC	2,258	133.89 47,105,043	124.42 43,773,317	0.84
14	アメ リカ	株 式	US ドル	金融サービス	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	542	497.55 42,017,609	502.67 42,449,988	0.82
15	アメ リカ	株 式	US ドル	金融サービス	VISA INC-CLASS A SHARES	810	314.08 39,638,811	316.70 39,969,471	0.77
16	アメ リカ	株 式	US ドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	1,660	148.45 38,395,790	148.54 38,419,068	0.74
17	オラ ンダ	株 式	ユー ロ	半導体・半導体製造装 置	ASML HOLDING NV	168	1,190.40 36,761,647	1,232.40 38,058,681	0.73
18	アメ リカ	株 式	US ドル	資本財	CATERPILLAR INC	306	774.20 36,912,199	752.93 35,898,091	0.69

19	アメリカ	株式	USドル	資本財	GE AEROSPACE	670	315.41 32,926,501	340.84 35,581,207	0.69
20	アメリカ	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	MICRON TECHNOLOGY INC	545	411.66 34,956,705	415.56 35,287,879	0.68
21	アメリカ	株式	USドル	生活必需品流通・小売り	COSTCO WHOLESALE CORP	220	1,018.48 34,911,661	986.74 33,823,671	0.65
22	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	GOLDMAN SACHS GROUP INC	220	905.14 31,026,569	929.00 31,844,447	0.61
23	アメリカ	株式	USドル	金融サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	384	518.36 31,014,017	514.77 30,799,224	0.59
24	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ABBVIE INC	860	231.50 31,020,212	224.69 30,107,696	0.58
25	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	COCA-COLA CO/THE	2,300	78.68 28,196,000	80.50 28,848,221	0.56
26	アメリカ	株式	USドル	資本財	GE VERNOVA INC	204	802.13 25,495,894	876.46 27,858,491	0.54
27	アメリカ	株式	USドル	銀行	BANK OF AMERICA CORP	3,340	52.55 27,347,303	52.30 27,217,202	0.52
28	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	NETFLIX INC	1,980	76.87 23,714,687	84.59 26,096,336	0.50
29	アメリカ	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	LAM RESEARCH CORP	698	235.53 25,615,154	239.07 26,000,148	0.50
30	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	CHEVRON CORP	905	183.74 25,908,819	184.16 25,968,042	0.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

(2026年2月27日現在)

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	半導体・半導体製造装置	12.04
株式	資本財	10.07
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.91
株式	銀行	7.83
株式	メディア・娯楽	7.39
株式	ソフトウェア・サービス	6.91
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.76
株式	金融サービス	6.50
株式	一般消費財・サービス流通・小売り	4.54
株式	素材	3.94
株式	エネルギー	3.91
株式	ヘルスケア機器・サービス	2.80
株式	公益事業	2.68
株式	食品・飲料・タバコ	2.57
株式	保険	2.27
株式	生活必需品流通・小売り	1.87
株式	自動車・自動車部品	1.76
株式	消費者サービス	1.44
株式	運輸	1.04
株式	家庭用品・パーソナル用品	1.04
株式	電気通信サービス	0.95
株式	耐久消費財・アパレル	0.87
株式	商業・専門サービス	0.56
株式	不動産管理・開発	0.09
	小計	97.74
新株予約権証券	ソフトウェア・サービス	0.00
投資証券	不動産	1.30
	合計	99.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種(種類)の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2026年2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	960	44.99
	中国	257	12.03
	ドイツ	162	7.58
	フランス	141	6.60
	イタリア	140	6.57
	イギリス	123	5.77
	スペイン	92	4.33
	カナダ	47	2.22
	オーストラリア	29	1.36
	オーストリア	29	1.36
	オランダ	27	1.28
	ベルギー	23	1.10
	ポーランド	18	0.82
	メキシコ	17	0.79
	アイルランド	13	0.60
	シンガポール	10	0.47
	ニュージーランド	8	0.36
	スウェーデン	6	0.28
	ノルウェー	4	0.21
	小計		2,106
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	27	1.30
合計(純資産総額)	-	2,133	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2026年2月27日現在）

	国/ 地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,400,000	98.84 215,624,605	98.81 215,552,178	10.10	2.88	2028.5.15
2	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	900,000	97.66 136,950,598	97.69 136,991,681	6.42	2.63	2029.2.15
3	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	930,000	88.53 128,287,531	88.69 128,528,094	6.02	0.63	2030.5.15
4	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	640,000	97.09 114,227,218	97.14 114,286,040	5.36	0.50	2028.2.15
5	中国	オフショ ア人民元	国債 証券	CHINA GOVT BOND	4,700,000	104.56 111,635,935	104.46 111,537,625	5.23	2.75	2029.6.15
6	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	720,000	94.10 105,574,908	94.34 105,844,409	4.96	2.75	2032.8.15
7	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	600,000	101.79 95,165,826	102.09 95,443,363	4.47	4.25	2035.8.15
8	中国	オフショ ア人民元	国債 証券	CHINA GOVT BOND	3,000,000	108.02 73,619,624	107.90 73,532,673	3.45	3.02	2031.5.27
9	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	400,000	95.81 70,447,176	95.98 70,572,174	3.31	1.65	2030.12.1
10	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	370,000	91.50 62,232,261	91.75 62,402,294	2.93	0.00	2029.11.25
11	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	580,000	67.65 61,139,052	68.05 61,504,414	2.88	2.25	2046.8.15
12	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	390,000	98.70 59,977,841	98.65 59,950,544	2.81	2.38	2027.5.15
13	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	430,000	77.96 52,235,118	78.39 52,523,002	2.46	3.13	2048.5.15
14	スペイン	ユーロ	国債 証券	SPANISH GOV'T	310,000	88.80 50,602,965	89.16 50,807,467	2.38	0.70	2032.4.30
15	中国	オフショ ア人民元	国債 証券	CHINA GOVT BOND	2,000,000	104.87 47,645,857	104.70 47,572,066	2.23	2.35	2034.2.25
16	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	270,000	86.22 42,792,193	87.00 43,179,318	2.02	1.25	2034.5.25
17	イギリス	イギリス ポンド	国債 証券	UK TSY GILT	180,000	101.44 38,369,277	101.99 38,577,991	1.81	4.25	2032.6.7
18	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	300,000	71.45 33,402,072	71.86 33,593,792	1.57	1.88	2041.2.15

19	イギリス	イギリス ポンド	国債 証券	UK TSY GILT	150,000	106.51 33,573,146	106.54 33,582,213	1.57	6.00	2028.12.7
20	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	200,000	90.11 33,128,040	91.23 33,539,797	1.57	3.25	2045.5.25
21	スペイン	ユーロ	国債 証券	SPANISH GOV'T	200,000	89.99 33,084,796	90.61 33,313,772	1.56	1.85	2035.7.30
22	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	390,000	49.53 30,098,109	49.81 30,269,013	1.42	1.25	2050.5.15
23	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	200,000	90.09 28,075,014	90.32 28,146,224	1.32	1.88	2032.2.15
24	イギリス	イギリス ポンド	国債 証券	UK TSY GILT	120,000	100.31 25,294,653	101.57 25,611,484	1.20	4.75	2038.12.7
25	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	140,000	97.07 24,982,057	97.48 25,087,569	1.18	2.20	2034.2.15
26	オーストラリア	オーストラリア ドル	国債 証券	AUSTRALIAN GOVT.	230,000	96.14 24,455,408	96.22 24,476,265	1.15	2.75	2028.11.21
27	中国	オフショア 人民元	国債 証券	CHINA GOVT BOND	900,000	117.93 24,112,317	117.09 23,938,581	1.12	3.19	2053.4.15
28	ベルギー	ユーロ	国債 証券	BELGIAN 0336	150,000	84.16 23,205,436	85.06 23,453,593	1.10	1.90	2038.6.22
29	オーストリア	ユーロ	国債 証券	REP OF AUSTRIA	130,000	97.42 23,280,067	97.45 23,287,236	1.09	0.75	2028.2.20
30	カナダ	カナダ ドル	国債 証券	CANADA-GOV'T	200,000	100.52 22,896,730	100.56 22,905,841	1.07	2.75	2027.9.1

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2026年2月27日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	98.70
合計	98.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

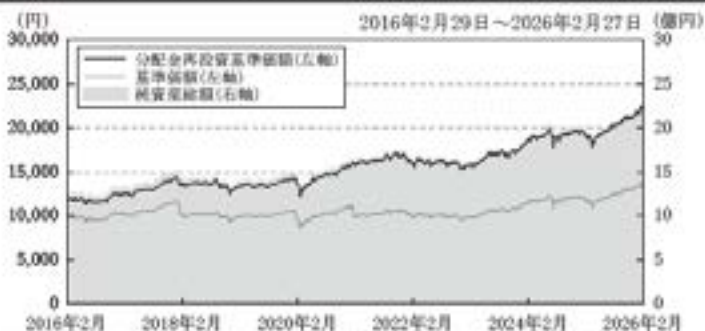
該当事項はありません。

(参考) 運用実績

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

(2026年2月27日現在)

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2026年2月	100円
2025年2月	100円
2024年2月	100円
2023年2月	0円
2022年2月	50円
設定来累計	5,200円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

国内株式 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 61)	業種	比率	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5%	
	伊藤忠商事	卸売業	1.4%	
	三井物産	卸売業	1.3%	
国内債券 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 121)	償還年月日	比率	
	第459回利付国債(2年)	2026/4/1	1.6%	
	第460回利付国債(2年)	2026/5/1	1.6%	
	第363回利付国債(10年)	2031/6/20	1.1%	
外国株式 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 446 投資証券 14)	国	業種	比率
	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	0.9%
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・ソフトウェア機器	0.8%
外国債券 マザーファンド	銘柄名(銘柄数 58)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.875	アメリカ	2028/5/15	0.9%
	US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2029/2/15	0.6%

●投資比率

国内株式	36.0%
国内債券	34.2%
外国株式	15.5%
外国債券	8.8%
現金・預金等	5.5%
合計	100.0%

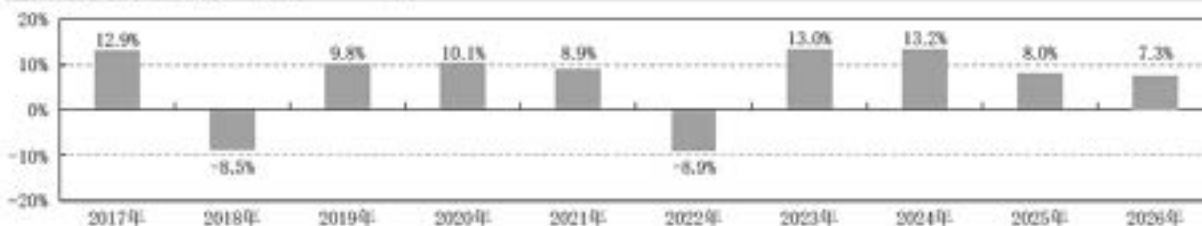
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
 ※外国株式には、投資証券を含みます。
 ※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式の業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同一社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用して得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独立性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、差別的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2026年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

(2026年2月27日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2026年2月	100円
2025年2月	100円
2024年2月	100円
2023年2月	0円
2022年2月	50円
設定来累計	5,570円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数)	業種	比率	
国内株式マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 61)			
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.9%	
伊藤忠商事	卸売業	1.8%	
三井物産	卸売業	1.7%	
日立製作所	電気機器	1.7%	
国内債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 121)			
第459回利付国債(2年)	償還年月日	比率	
	2026/4/1	0.9%	
第460回利付国債(2年)	2026/5/1	0.9%	
外国株式マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 株式 446 投資証券 14)			
NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.0%
APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・ソフトウェア機器	0.9%
外国債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 58)			
US TREASURY N/B 2.875	アメリカ	償還年月日	比率
		2028/5/15	1.1%
US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2029/2/15	0.7%

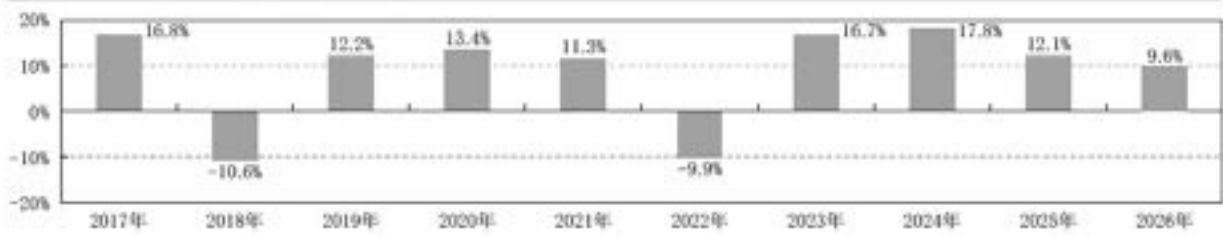
●投資比率

国内株式	46.8%
国内債券	19.9%
外国株式	17.4%
外国債券	10.4%
現金・預金等	5.3%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式には、投資証券を含みます。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式の業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受け付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

^{*} 異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた購入申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部

解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しよう

とする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c . 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tdasstet.co.jp/>) に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込することができます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第26期計算期間(2025年2月18日から2026年2月16日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増田 美千子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の2025年2月18日から2026年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の2026年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		105,940,710	77,240,359
親投資信託受益証券		1,903,762,086	2,151,140,907
未収入金		-	31,000,000
未収利息		1,307	1,486
流動資産合計		2,009,704,103	2,259,382,752
資産合計		2,009,704,103	2,259,382,752
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		16,514,365	16,490,376
未払解約金		58	68,998
未払受託者報酬		884,315	942,186
未払委託者報酬		12,380,351	13,190,550
その他未払費用		176,801	188,381
流動負債合計		29,955,890	30,880,491
負債合計		29,955,890	30,880,491
純資産の部			
元本等			
元本		1,651,436,533	1,649,037,623
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		328,311,680	579,464,638
(分配準備積立金)		326,507,358	571,561,896
元本等合計		1,979,748,213	2,228,502,261
純資産合計		1,979,748,213	2,228,502,261
負債純資産合計		2,009,704,103	2,259,382,752

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
		金額	金額
営業収益			
受取利息		108,730	374,499
有価証券売買等損益		146,198,478	295,378,821
営業収益合計		146,307,208	295,753,320
営業費用			
支払利息		1,745	-
受託者報酬		1,734,616	1,798,429
委託者報酬		24,284,467	25,177,863
その他費用		346,804	359,569
営業費用合計		26,367,632	27,335,861
営業利益		119,939,576	268,417,459
経常利益		119,939,576	268,417,459
当期純利益		119,939,576	268,417,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		777,740	1,137,904
期首剰余金又は期首欠損金 ()		222,909,896	328,311,680
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,849,329	6,197,712
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,849,329	6,197,712
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,095,016	5,833,933
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,095,016	5,833,933
分配金		16,514,365	16,490,376
期末剰余金又は期末欠損金 ()		328,311,680	579,464,638

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、2025年2月18日からとなっており、また、当計算期間の期末が休日のため、2026年2月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,651,436,533口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,649,037,623口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1988円 (1万口当たり純資産額 11,988円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3514円 (1万口当たり純資産額 13,514円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等 収益(88,529円)、費用控除後有価証券 売買等損益(119,036,893円)、収益調 整金(10,967,499円)、及び分配準備積 立金(223,896,301円)より、分配対象 収益は353,989,222円(1万口当たり 2,143円)であり、うち16,514,365円(1 万口当たり100円)を分配金額としてお ります。	計算期間末における費用控除後配当等 収益(338,962円)、費用控除後有価証 券売買等損益(266,940,593円)、収益 調整金(16,212,037円)、及び分配準備 積立金(320,772,717円)より、分配対 象収益は604,264,309円(1万口当たり 3,664円)であり、うち16,490,376円(1 万口当たり100円)を分配金額としてお ります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
期首元本額	1,637,458,102 円	1,651,436,533 円
期中追加設定元本額	29,335,543 円	26,936,691 円
期中一部解約元本額	15,357,112 円	29,335,601 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第25期(自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	127,298,563 円
合計	127,298,563 円

第26期(自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	269,547,016 円
合計	269,547,016 円

3 デリバティブ取引関係
第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
該当事項はありません。

第26期（自 2025年2月18日 至 2026年2月16日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2026年2月16日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	232,379,058	792,807,632	
	国内債券マザーファンド	646,194,106	809,164,259	
	外国株式マザーファンド	44,940,062	346,510,348	
	外国債券マザーファンド	52,017,112	202,658,668	
合計		975,530,338	2,151,140,907	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増田 美千子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の2025年2月18日から2026年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の2026年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

科 目	期 別	第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		117,409,152	105,123,927
親投資信託受益証券		2,175,130,728	2,570,147,797
未収入金		-	42,000,000
未収利息		1,448	2,023
流動資産合計		2,292,541,328	2,717,273,747
資産合計		2,292,541,328	2,717,273,747
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		17,465,105	17,445,261
未払解約金		45	92
未払受託者報酬		1,000,124	1,111,121
未払委託者報酬		14,001,699	15,555,617
その他未払費用		199,962	222,158
流動負債合計		32,666,935	34,334,249
負債合計		32,666,935	34,334,249
純資産の部			
元本等			
元本		1,746,510,534	1,744,526,118
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		513,363,859	938,413,380
（分配準備積立金）		572,543,595	987,310,151
元本等合計		2,259,874,393	2,682,939,498
純資産合計		2,259,874,393	2,682,939,498
負債純資産合計		2,292,541,328	2,717,273,747

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
		金額	金額
営業収益			
受取利息		123,911	452,177
有価証券売買等損益		219,542,219	475,017,069
営業収益合計		219,666,130	475,469,246
営業費用			
支払利息		1,826	-
受託者報酬		1,961,432	2,089,248
委託者報酬		27,460,017	29,249,418
その他費用		392,164	417,721
営業費用合計		29,815,439	31,756,387
営業利益		189,850,691	443,712,859
経常利益		189,850,691	443,712,859
当期純利益		189,850,691	443,712,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,453,246	1,928,218
期首剰余金又は期首欠損金 ()		339,785,972	513,363,859
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,201,229	9,389,388
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,201,229	9,389,388
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,555,682	8,679,247
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,555,682	8,679,247
分配金		17,465,105	17,445,261
期末剰余金又は期末欠損金 ()		513,363,859	938,413,380

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、2025年2月18日からとなっており、また、当計算期間の期末が休日のため、2026年2月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,746,510,534口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,744,526,118口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2939円 (1万口当たり純資産額 12,939円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5379円 (1万口当たり純資産額 15,379円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
項目		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等 収益(104,198円)、費用控除後有価証 券売買等損益(188,254,290円)、収益 調整金(73,362,999円)、及び分配準備 積立金(401,650,212円)より、分配対 象収益は663,371,699円(1万口当たり 3,798円)であり、うち17,465,105円(1 万口当たり100円)を分配金額としてお ります。	計算期間末における費用控除後配当等 収益(420,421円)、費用控除後有価証 券売買等損益(441,364,220円)、収益 調整金(82,201,862円)、及び分配準備 積立金(562,970,771円)より、分配対 象収益は1,086,957,274円(1万口当たり 6,230円)であり、うち17,445,261円(1 万口当たり100円)を分配金額としてお ります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第25期 (2025年2月17日現在)	第26期 (2026年2月16日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期別	第25期 (自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)	第26期 (自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)
期首元本額	1,743,392,483 円	1,746,510,534 円
期中追加設定元本額	41,789,341 円	27,538,423 円
期中一部解約元本額	38,671,290 円	29,522,839 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第25期(自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	199,030,481 円
合計	199,030,481 円

第26期(自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	443,232,258 円
合計	443,232,258 円

3 デリバティブ取引関係
第25期（自 2024年2月16日 至 2025年2月17日）
該当事項はありません。

第26期（自 2025年2月18日 至 2026年2月16日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2026年2月16日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	366,393,146	1,250,023,496	
	国内債券マザーファンド	455,645,691	570,559,534	
	外国株式マザーファンド	59,585,811	459,436,395	
	外国債券マザーファンド	74,468,268	290,128,372	
合計		956,092,916	2,570,147,797	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

国内株式マザーファンド

(単位：円)

対象年月日	(2025年2月17日現在)	(2026年2月16日現在)
	金額	金額
科目		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	196,918,879	109,122,320
株式	8,231,708,550	9,706,269,670
未収入金	69,962,082	149,864,596
未収配当金	12,770,300	12,503,450
未収利息	2,429	2,100
流動資産合計	8,511,362,240	9,977,762,136
資産合計	8,511,362,240	9,977,762,136
負債の部		
流動負債		
未払金	68,574,078	66,533,124
未払解約金	-	73,000,000
流動負債合計	68,574,078	139,533,124
負債合計	68,574,078	139,533,124
純資産の部		
元本等		
元本	3,528,306,397	2,883,645,839
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,914,481,765	6,954,583,173
元本等合計	8,442,788,162	9,838,229,012
純資産合計	8,442,788,162	9,838,229,012
負債純資産合計	8,511,362,240	9,977,762,136

国内債券マザーファンド

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2025年2月17日現在)	(2026年2月16日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		50,898,245	235,255,029
国債証券		8,568,210,010	8,627,679,830
地方債証券		283,557,000	279,248,000
特殊債券		539,019,808	388,938,019
社債券		1,081,825,530	1,178,595,918
未収入金		-	1,188,898,330
未収利息		17,553,789	22,393,246
前払費用		1,143,459	2,548,085
流動資産合計		10,542,207,841	11,923,556,457
資産合計		10,542,207,841	11,923,556,457
負債の部			
流動負債			
未払金		-	999,245,000
流動負債合計		-	999,245,000
負債合計		-	999,245,000
純資産の部			
元本等			
元本		7,980,674,632	8,724,093,637
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		2,561,533,209	2,200,217,820
元本等合計		10,542,207,841	10,924,311,457
純資産合計		10,542,207,841	10,924,311,457
負債純資産合計		10,542,207,841	11,923,556,457

外国株式マザーファンド

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2025年2月17日現在)	(2026年2月16日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		14,581,090	20,053,434
コール・ローン		16,987,943	16,666,310
株式		4,868,969,098	4,893,230,615
投資証券		79,545,037	64,980,581
未収配当金		3,433,238	2,747,978
未収利息		209	320
流動資産合計		4,983,516,615	4,997,679,238
資産合計		4,983,516,615	4,997,679,238
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		762,163,357	648,167,358
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		4,221,353,258	4,349,511,880
元本等合計		4,983,516,615	4,997,679,238
純資産合計		4,983,516,615	4,997,679,238
負債純資産合計		4,983,516,615	4,997,679,238

外国債券マザーファンド

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2025年2月17日現在)	(2026年2月16日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,870,666	3,379,395
コール・ローン		4,827,410	2,761,945
国債証券		1,926,563,970	2,066,377,030
未収利息		13,952,872	18,261,698
前払費用		3,256,468	1,456,393
流動資産合計		1,950,471,386	2,092,236,461
資産合計		1,950,471,386	2,092,236,461
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		552,909,262	537,017,105
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,397,562,124	1,555,219,356
元本等合計		1,950,471,386	2,092,236,461
純資産合計		1,950,471,386	2,092,236,461
負債純資産合計		1,950,471,386	2,092,236,461

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準 及び評価方法</p>	<p>(1)株式、新株予約権証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。</p> <p>(2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
<p>2 外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(2025年2月17日現在)		(2026年2月16日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
国内株式マザーファンド	3,528,306,397口	国内株式マザーファンド	2,883,645,839口
国内債券マザーファンド	7,980,674,632口	国内債券マザーファンド	8,724,093,637口
外国株式マザーファンド	762,163,357口	外国株式マザーファンド	648,167,358口
外国債券マザーファンド	552,909,262口	外国債券マザーファンド	537,017,105口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
国内株式マザーファンド		国内株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	2.3929円	1口当たり純資産額	3.4117円
(1万口当たり純資産額	23,929円)	(1万口当たり純資産額	34,117円)
国内債券マザーファンド		国内債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.3210円	1口当たり純資産額	1.2522円
(1万口当たり純資産額	13,210円)	(1万口当たり純資産額	12,522円)
外国株式マザーファンド		外国株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	6.5386円	1口当たり純資産額	7.7105円
(1万口当たり純資産額	65,386円)	(1万口当たり純資産額	77,105円)
外国債券マザーファンド		外国債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	3.5277円	1口当たり純資産額	3.8960円
(1万口当たり純資産額	35,277円)	(1万口当たり純資産額	38,960円)

(その他の注記)

1 元本の移動

対象年月日	(2025年2月17日現在)	(2026年2月16日現在)
項目		
国内株式マザーファンド		
期首元本額	3,943,632,147 円	3,528,306,397 円
期中追加設定元本額	65,058,713 円	57,028,591 円
期中一部解約元本額	480,384,463 円	701,689,149 円
期末元本額	3,528,306,397 円	2,883,645,839 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド(標準型)	283,462,004 円	232,379,058 円
赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)	429,121,137 円	366,393,146 円
T & D国内株式オープンSA(適格機関投資家専用)	2,815,723,256 円	2,284,873,635 円
合計	3,528,306,397 円	2,883,645,839 円
国内債券マザーファンド		
期首元本額	7,549,755,086 円	7,980,674,632 円
期中追加設定元本額	923,095,256 円	1,431,379,893 円
期中一部解約元本額	492,175,710 円	687,960,888 円
期末元本額	7,980,674,632 円	8,724,093,637 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド(標準型)	536,102,246 円	646,194,106 円
赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)	355,757,181 円	455,645,691 円

T & D 国内債券オープン (非課税適格機関投資家専用)	2,553,810,895 円	2,445,305,709 円
T & D 国内債券オープン S A (適格機関投資家専用)	4,535,004,310 円	5,176,948,131 円
合計	7,980,674,632 円	8,724,093,637 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	867,178,705 円	762,163,357 円
期中追加設定元本額	31,908,574 円	46,465,491 円
期中一部解約元本額	136,923,922 円	160,461,490 円
期末元本額	762,163,357 円	648,167,358 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・フ ァンド(標準型)	50,754,241 円	44,940,062 円
赤のライフキャンバス・フ ァンド(積極型)	64,930,176 円	59,585,811 円
T & D 外国株式オープン S A (適格機関投資家専用)	646,478,940 円	543,641,485 円
合計	762,163,357 円	648,167,358 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	699,200,504 円	552,909,262 円
期中追加設定元本額	82,004,004 円	77,972,373 円
期中一部解約元本額	228,295,246 円	93,864,530 円
期末元本額	552,909,262 円	537,017,105 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・フ ァンド(標準型)	52,559,206 円	52,017,112 円
赤のライフキャンバス・フ ァンド(積極型)	71,938,962 円	74,468,268 円
T & D 外国債券オープン S A (適格機関投資家専用)	387,852,576 円	372,197,859 円
T & D 外国債券アクティブ オープン P F (非課税適格 機関投資家専用)	40,558,518 円	38,333,866 円
合計	552,909,262 円	537,017,105 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式		13,100,677,648 円	1,853,603,238 円
	内 国内株式マザーファンド	8,231,708,550 円	916,992,746 円
	内 外国株式マザーファンド	4,868,969,098 円	936,610,492 円
国債証券		10,494,773,980 円	364,320,918 円
	内 国内債券マザーファンド	8,568,210,010 円	386,466,820 円
	内 外国債券マザーファンド	1,926,563,970 円	22,145,902 円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	283,557,000 円	8,902,000 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	539,019,808 円	11,734,640 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,081,825,530 円	10,523,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	79,545,037 円	10,470,921 円
合計		25,579,399,003 円	1,468,593,601 円

(自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式		14,599,500,285 円	3,205,557,342 円
	内 国内株式マザーファンド	9,706,269,670 円	2,460,575,103 円
	内 外国株式マザーファンド	4,893,230,615 円	744,982,239 円
国債証券		10,694,056,860 円	531,076,958 円
	内 国内債券マザーファンド	8,627,679,830 円	559,232,920 円
	内 外国債券マザーファンド	2,066,377,030 円	28,155,962 円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	279,248,000 円	4,309,000 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	388,938,019 円	10,224,604 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,178,595,918 円	1,005,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	64,980,581 円	7,757,074 円
合計		27,205,319,663 円	2,668,708,854 円

3 デリバティブ取引関係

(自 2024年2月16日 至 2025年2月17日)

該当事項はありません。

(自 2025年2月18日 至 2026年2月16日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

国内株式マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

(2026年2月16日現在)

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ニッスイ	87,800	1,513.50	132,885,300	
大成建設	10,200	17,140.00	174,828,000	
五洋建設	56,600	2,077.50	117,586,500	
関電工	22,700	6,284.00	142,646,800	
きんでん	20,400	7,881.00	160,772,400	
東京応化工業	26,200	8,680.00	227,416,000	
富士フィルムホールディングス	1,500	3,059.00	4,588,500	
中外製薬	25,100	9,282.00	232,978,200	
第一三共	41,300	2,955.00	122,041,500	
住友ゴム工業	53,200	2,642.50	140,581,000	
JX金属	48,600	3,290.00	159,894,000	
古河電気工業	8,100	21,170.00	171,477,000	
住友電気工業	23,000	8,653.00	199,019,000	
フジクラ	4,500	21,445.00	96,502,500	
ディスコ	2,400	72,260.00	173,424,000	
小松製作所	21,200	7,774.00	164,808,800	
荏原製作所	24,400	5,662.00	138,152,800	
三菱重工業	55,700	4,960.00	276,272,000	
日立製作所	65,300	5,086.00	332,115,800	
三菱電機	55,700	5,519.00	307,408,300	
富士電機	14,100	11,425.00	161,092,500	
ダイヘン	7,500	13,500.00	101,250,000	
日本電気	23,300	4,200.00	97,860,000	
富士通	18,600	3,808.00	70,828,800	
ソニーグループ	31,100	3,608.00	112,208,800	
アドバンテスト	3,600	27,100.00	97,560,000	
ファナック	25,400	6,648.00	168,859,200	
S C R E E Nホールディングス	7,400	20,850.00	154,290,000	
東京エレクトロン	4,900	41,380.00	202,762,000	
川崎重工業	9,700	17,725.00	171,932,500	
トヨタ自動車	88,500	3,666.00	324,441,000	
スズキ	85,700	2,349.50	201,352,150	
豊田合成	22,800	5,017.00	114,387,600	
H O Y A	6,900	27,430.00	189,267,000	
パナダイナムコホールディングス	33,200	4,059.00	134,758,800	
イトーキ	55,300	3,060.00	169,218,000	
K D D I	41,400	2,693.50	111,510,900	
コナミグループ	6,800	18,905.00	128,554,000	
神戸物産	35,000	3,755.00	131,425,000	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
伊藤忠商事	171,100	2,145.00	367,009,500	
三井物産	62,800	5,601.00	351,742,800	
ミスミグループ本社	47,500	3,141.00	149,197,500	
ジンスホールディングス	16,500	5,280.00	87,120,000	
コスモス薬品	14,000	7,280.00	101,920,000	
サイゼリヤ	14,200	6,570.00	93,294,000	
ファーストリテイリング	1,500	66,870.00	100,305,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	141,800	2,911.00	412,779,800	
三井住友フィナンシャルグループ	60,200	5,856.00	352,531,200	
みずほフィナンシャルグループ	39,200	7,275.00	285,180,000	
SBIホールディングス	37,100	3,489.00	129,441,900	
東京海上ホールディングス	35,800	6,252.00	223,821,600	
オリックス	31,200	5,331.00	166,327,200	
三井不動産	62,500	2,035.00	127,187,500	
三菱地所	27,500	4,837.00	133,017,500	
住友不動産	29,000	5,025.00	145,725,000	
ラウンドワン	82,600	985.20	81,377,520	
リクルートホールディングス	5,800	6,365.00	36,917,000	
建設技術研究所	12,700	3,340.00	42,418,000	
合計	2,068,100		9,706,269,670	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2026年2月16日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第459回利付国債(2年)	500,000,000	499,690,000	
	第460回利付国債(2年)	500,000,000	499,560,000	
	第461回利付国債(2年)	230,000,000	229,760,800	
	第467回利付国債(2年)	200,000,000	199,452,000	
	第148回利付国債(5年)	90,000,000	89,763,300	
	第149回利付国債(5年)	110,000,000	109,447,800	
	第150回利付国債(5年)	100,000,000	99,205,000	
	第154回利付国債(5年)	170,000,000	167,096,400	
	第155回利付国債(5年)	135,000,000	132,742,800	
	第168回利付国債(5年)	60,000,000	58,537,200	
	第181回利付国債(5年)	130,000,000	128,057,800	
	第183回利付国債(5年)	65,000,000	64,795,900	
	第5回利付国債(40年)	34,000,000	25,303,140	
	第6回利付国債(40年)	40,000,000	28,798,800	
	第8回利付国債(40年)	30,000,000	18,793,500	
	第9回利付国債(40年)	41,000,000	17,932,990	
	第10回利付国債(40年)	35,000,000	18,304,650	
	第11回利付国債(40年)	32,000,000	15,881,600	
	第12回利付国債(40年)	40,000,000	17,167,200	
	第13回利付国債(40年)	55,000,000	23,434,950	
	第14回利付国債(40年)	52,000,000	23,652,200	
	第15回利付国債(40年)	40,000,000	20,003,200	
	第16回利付国債(40年)	40,000,000	21,789,600	
	第17回利付国債(40年)	79,000,000	56,472,360	
	第344回利付国債(10年)	50,000,000	49,777,000	
	第346回利付国債(10年)	126,000,000	124,708,500	
	第348回利付国債(10年)	50,000,000	49,146,000	
	第359回利付国債(10年)	167,000,000	156,490,690	
	第360回利付国債(10年)	155,000,000	144,534,400	
	第363回利付国債(10年)	375,000,000	344,291,250	
	第365回利付国債(10年)	102,000,000	92,642,520	
	第366回利付国債(10年)	127,000,000	115,444,270	
	第367回利付国債(10年)	295,000,000	266,709,500	
	第369回利付国債(10年)	170,000,000	155,313,700	
	第370回利付国債(10年)	125,000,000	113,681,250	
	第371回利付国債(10年)	250,000,000	224,405,000	
	第373回利付国債(10年)	165,000,000	148,691,400	

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
	第374回利付国債(10年)	113,000,000	102,918,140	
	第375回利付国債(10年)	120,000,000	111,446,400	
	第376回利付国債(10年)	130,000,000	118,132,300	
	第377回利付国債(10年)	33,000,000	30,625,980	
	第378回利付国債(10年)	170,000,000	159,944,500	
	第380回利付国債(10年)	183,000,000	175,544,580	
	第1回利付国債(30年)	117,000,000	122,304,780	
	第37回利付国債(30年)	75,000,000	65,247,000	
	第41回利付国債(30年)	65,000,000	53,562,600	
	第43回利付国債(30年)	50,000,000	40,767,500	
	第45回利付国債(30年)	75,000,000	58,467,750	
	第47回利付国債(30年)	110,000,000	86,496,300	
	第50回利付国債(30年)	100,000,000	65,640,000	
	第52回利付国債(30年)	125,000,000	75,178,750	
	第56回利付国債(30年)	103,000,000	64,628,380	
	第58回利付国債(30年)	26,000,000	16,064,880	
	第59回利付国債(30年)	56,000,000	33,449,360	
	第60回利付国債(30年)	21,000,000	13,111,350	
	第62回利付国債(30年)	122,000,000	67,239,080	
	第65回利付国債(30年)	98,000,000	50,939,420	
	第67回利付国債(30年)	60,000,000	32,535,600	
	第71回利付国債(30年)	95,000,000	50,994,100	
	第72回利付国債(30年)	75,000,000	39,893,250	
	第75回利付国債(30年)	55,000,000	34,240,800	
	第78回利付国債(30年)	48,000,000	30,392,160	
	第80回利付国債(30年)	75,000,000	52,498,500	
	第81回利付国債(30年)	30,000,000	19,913,100	
	第82回利付国債(30年)	60,000,000	41,903,400	
	第84回利付国債(30年)	39,000,000	29,253,510	
	第85回利付国債(30年)	98,000,000	76,978,020	
	第86回利付国債(30年)	31,000,000	24,900,750	
	第89回利付国債(30年)	17,000,000	16,788,520	
	第144回利付国債(20年)	35,000,000	34,147,050	
	第149回利付国債(20年)	125,000,000	119,933,750	
	第150回利付国債(20年)	80,000,000	75,841,600	
	第153回利付国債(20年)	170,000,000	157,902,800	
	第155回利付国債(20年)	66,000,000	59,021,160	
	第157回利付国債(20年)	113,000,000	91,650,910	
	第158回利付国債(20年)	62,000,000	51,617,480	
	第159回利付国債(20年)	80,000,000	66,866,400	
	第160回利付国債(20年)	10,000,000	8,397,500	
	第161回利付国債(20年)	123,000,000	101,326,170	
	第164回利付国債(20年)	141,000,000	112,121,790	
	第165回利付国債(20年)	67,000,000	52,844,910	
	第167回利付国債(20年)	113,000,000	87,668,790	

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
	第168回利付国債(20年)	34,000,000	25,790,360	
	第169回利付国債(20年)	84,000,000	62,247,360	
	第170回利付国債(20年)	105,000,000	77,110,950	
	第173回利付国債(20年)	155,000,000	112,733,050	
	第174回利付国債(20年)	125,000,000	90,143,750	
	第177回利付国債(20年)	170,000,000	119,370,600	
	第178回利付国債(20年)	117,000,000	82,893,330	
	第180回利付国債(20年)	115,000,000	84,612,400	
	第182回利付国債(20年)	62,000,000	47,428,140	
	第184回利付国債(20年)	110,000,000	83,151,200	
	第186回利付国債(20年)	135,000,000	108,075,600	
	第187回利付国債(20年)	120,000,000	92,274,000	
	第192回利付国債(20年)	70,000,000	63,364,700	
	第195回利付国債(20年)	45,000,000	45,664,650	
地方債証券	第799回東京都公募公債	100,000,000	94,319,000	
	第805回東京都公募公債	100,000,000	93,332,000	
	第816回東京都公募公債	100,000,000	91,597,000	
特殊債券	第124回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,301,000	
	第134回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	92,968,000	
	第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	17,252,000	16,911,963	
	第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	18,791,000	18,422,884	
	第6回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	25,946,000	25,164,247	
	第8回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	34,219,000	32,823,549	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,248,000	14,233,039	
	第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,480,000	25,759,477	
	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,416,000	29,447,666	
	第102回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,313,000	38,906,194	
社債券	第25回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	99,059,000	
	第15回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	98,519,000	
	第96回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,893,810	
	第35回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,220,608	

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
	第205回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	96,771,000	
	第142回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	97,594,000	
	第73回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,876,500	
	第65回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	96,025,000	
	第518回関西電力株式会社社債	100,000,000	97,305,000	
	第409回中国電力株式会社社債	100,000,000	96,803,000	
	第494回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,639,000	
	第449回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,890,000	
合計		12,087,665,000	10,474,461,767	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

(2026年2月16日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USD	AMAZON.COM INC	4,058	198.79	806,689.82	
	ABBOTT LABORATORIES	640	112.68	72,115.20	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	527	262.38	138,274.26	
	ADVANCED MICRO DEVICES	720	207.32	149,270.40	
	ADOBE INC	39	263.97	10,294.83	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	68	279.74	19,022.32	
	ALLSTATE CORP	107	207.51	22,203.57	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	352	241.38	84,965.76	
	AMGEN INC	224	369.19	82,698.56	
	AMERICAN EXPRESS CO	316	337.50	106,650.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	465	129.94	60,422.10	
	AFLAC INC	219	114.91	25,165.29	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	323	78.27	25,281.21	
	ANALOG DEVICES INC	279	337.10	94,050.90	
	VALERO ENERGY CORP	93	200.17	18,615.81	
	COMCAST CORP-CL A	515	31.57	16,258.55	
	APPLE INC	6,190	255.78	1,583,278.20	
	APPLIED MATERIALS INC	327	354.91	116,055.57	
	AUTODESK INC	95	231.22	21,965.90	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	120	212.11	25,453.20	
	AUTOZONE INC	8	3,858.16	30,865.28	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	542	497.55	269,672.10	
	AMETEK INC	156	229.76	35,842.56	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,610	49.01	78,906.10	
	YUM! BRANDS INC	153	160.57	24,567.21	
	BOEING CO	453	242.96	110,060.88	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	685	74.73	51,190.05	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	45	176.01	7,920.45	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	135	193.67	26,145.45	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	780	60.74	47,377.20	
	UNITED RENTALS INC	33	869.57	28,695.81	
	SEMPRA	230	94.78	21,799.40	
	FEDEX CORP	119	374.72	44,591.68	
	AMPHENOL CORP-CL A	1,001	146.72	146,866.72	
	QUANTA SERVICES INC	134	524.08	70,226.72	
	CSX CORP	750	40.87	30,652.50	
	CARDINAL HEALTH INC	295	220.79	65,133.05	
	CATERPILLAR INC	306	774.20	236,905.20	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,250	302.55	378,187.50	
	CINTAS CORP	169	193.44	32,691.36	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CISCO SYSTEMS INC	2,040	76.85	156,774.00	
	COCA-COLA CO/THE	2,300	78.68	180,964.00	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	84	353.89	29,726.76	
	NRG ENERGY INC	300	172.35	51,705.00	
	CORNING INC	949	133.46	126,653.54	
	CUMMINS INC	78	601.01	46,878.78	
	DR HORTON INC	230	167.78	38,589.40	
	DANAHER CORP	298	212.58	63,348.84	
	MOODY'S CORP	71	426.44	30,277.24	
	DEERE & CO	92	602.92	55,468.64	
	MORGAN STANLEY	615	171.15	105,257.25	
	REPUBLIC SERVICES INC	76	223.17	16,960.92	
	WALT DISNEY CO/THE	716	105.45	75,502.20	
	DARDEN RESTAURANTS INC	87	211.50	18,400.50	
	BANK OF AMERICA CORP	3,340	52.55	175,517.00	
	CITIGROUP INC	1,077	110.86	119,396.22	
	CADENCE DESIGN SYS INC	118	299.46	35,336.28	
	ECOLAB INC	201	299.17	60,133.17	
	SALESFORCE INC	320	189.72	60,710.40	
	EMERSON ELECTRIC CO	283	148.13	41,920.79	
	ATMOS ENERGY CORP	88	179.25	15,774.00	
	ENTERGY CORP	314	105.07	32,991.98	
	EOG RESOURCES INC	130	120.73	15,694.90	
	EQT CORP	343	58.70	20,134.10	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	170	108.24	18,400.80	
	EXXON MOBIL CORP	1,660	148.45	246,427.00	
	NEXTERA ENERGY INC	760	93.80	71,288.00	
	FASTENAL CO	495	46.41	22,972.95	
	FREEPORT-MCMORAN INC	726	62.84	45,621.84	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	49	208.45	10,214.05	
	GENERAL DYNAMICS CORP	90	347.64	31,287.60	
	GILEAD SCIENCES INC	963	154.98	149,245.74	
	MCKESSON CORP	80	934.75	74,780.00	
	NVIDIA CORP	10,370	182.81	1,895,739.70	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	220	905.14	199,130.80	
	HEICO CORP	73	332.52	24,273.96	
	HERSHEY CO/THE	64	222.58	14,245.12	
	HOME DEPOT INC	447	391.05	174,799.35	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,000	17.26	17,260.00	
	BIOGEN INC	55	196.52	10,808.60	
	INTUIT INC	110	399.40	43,934.00	
	IDEXX LABORATORIES INC	72	629.35	45,313.20	
	INTEL CORP	1,600	46.79	74,864.00	
	JABIL CIRCUIT INC	90	254.58	22,912.20	
	JOHNSON & JOHNSON	1,177	243.45	286,540.65	
	HARTFORD INSURANCE GROUP INC	130	141.25	18,362.50	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KLA CORPORATION	72	1,464.13	105,417.36	
	KROGER CO	170	71.25	12,112.50	
	LENNAR CORP-CL A	101	122.28	12,350.28	
	ELI LILLY & CO	367	1,040.00	381,680.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	145	119.24	17,289.80	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	172	125.81	21,639.32	
	LOWE'S COS INC	210	287.39	60,351.90	
	DOMINION ENERGY INC	445	66.51	29,596.95	
	MCDONALD'S CORP	350	327.58	114,653.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	390	75.87	29,589.30	
	MARSH & MCLENNAN COS	130	174.06	22,627.80	
	METLIFE INC	398	77.31	30,769.38	
	CVS HEALTH CORPORATION	897	78.48	70,396.56	
	MICROSOFT CORP	2,903	401.32	1,165,031.96	
	MICRON TECHNOLOGY INC	545	411.66	224,354.70	
	3M CO	336	171.82	57,731.52	
	XCEL ENERGY INC	283	81.59	23,089.97	
	NEWMONT CORP	567	125.80	71,328.60	
	NIKE INC -CL B	388	63.13	24,494.44	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	76	314.94	23,935.44	
	NISOURCE INC	460	46.36	21,325.60	
	NORTHERN TRUST CORP	109	146.38	15,955.42	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	80	702.57	56,205.60	
	WELLS FARGO & CO	1,457	86.98	126,729.86	
	NUCOR CORP	120	183.23	21,987.60	
	CHENIERE ENERGY INC	209	220.79	46,145.11	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	380	207.37	78,800.60	
	ORACLE CORP	685	160.14	109,695.90	
	EXELON CORP	533	48.48	25,839.84	
	PARKER HANNIFIN CORP	104	1,001.75	104,182.00	
	PEPSICO INC	503	165.94	83,467.82	
	PFIZER INC	2,170	27.58	59,848.60	
	CONOCOPHILLIPS	405	111.43	45,129.15	
	ALTRIA GROUP INC	1,040	67.25	69,940.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	162	229.32	37,149.84	
	COSTCO WHOLESALE CORP	220	1,018.48	224,065.60	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,000	160.07	160,070.00	
	PROGRESSIVE CORP	217	204.53	44,383.01	
	QUALCOMM INC	288	140.70	40,521.60	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	111	158.68	17,613.48	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	27	803.17	21,685.59	
	RESMED INC	50	252.55	12,627.50	
	US BANCORP	440	57.69	25,383.60	
	ROSS STORES INC	76	196.54	14,937.04	
	ROLLINS INC	351	58.06	20,379.06	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	88	394.37	34,704.56	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	190	319.61	60,725.90	
	TRAVELERS COS INC/THE	130	294.21	38,247.30	
	MERCK & CO. INC.	1,049	121.41	127,359.09	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	900	93.72	84,348.00	
	CENCORA INC	98	360.83	35,361.34	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	120	368.89	44,266.80	
	SNAP-ON INC	30	384.61	11,538.30	
	SOUTHERN CO	535	94.95	50,798.25	
	AT&T INC	4,160	28.69	119,350.40	
	CHEVRON CORP	905	183.74	166,284.70	
	STATE STREET CORP	152	127.97	19,451.44	
	STARBUCKS CORP	449	93.79	42,111.71	
	STEEL DYNAMICS INC	73	191.68	13,992.64	
	STRYKER CORP	162	366.05	59,300.10	
	NETFLIX INC	1,980	76.87	152,202.60	
	SYNOPSIS INC	59	437.09	25,788.31	
	INTUITIVE SURGICAL INC	178	485.84	86,479.52	
	TERADYNE INC	99	314.66	31,151.34	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	295	226.16	66,717.20	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	162	504.82	81,780.84	
	UNION PACIFIC CORP	248	260.68	64,648.64	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	240	293.19	70,365.60	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	121	491.47	59,467.87	
	VULCAN MATERIALS CO	120	327.65	39,318.00	
	WALMART INC	2,258	133.89	302,323.62	
	WASTE MANAGEMENT INC	162	234.52	37,992.24	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	48	250.49	12,023.52	
	WESTERN DIGITAL CORP	388	281.58	109,253.04	
	WABTEC CORP	129	256.06	33,031.74	
	NASDAQ, INC.	410	79.47	32,582.70	
	CME GROUP INC	169	303.07	51,218.83	
	WILLIAMS COS INC	800	72.28	57,824.00	
	TJX COMPANIES INC	845	154.46	130,518.70	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	66	314.40	20,750.40	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	22	1,171.47	25,772.34	
	CRH PLC	130	125.97	16,376.10	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	105	94.66	9,939.30	
	TRANSDIGM GROUP INC	33	1,286.67	42,460.11	
	MASTERCARD INC-CLASS A	384	518.36	199,050.24	
	CIENA CORP	42	303.92	12,764.64	
	DELTA AIR LINES INC	300	69.00	20,700.00	
	INSULET CORP	78	242.74	18,933.72	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	757	117.74	89,129.18	
	MERCADOLIBRE INC	20	1,988.26	39,765.20	
	ULTA BEAUTY INC	16	683.40	10,934.40	
	MSCI INC	17	526.06	8,943.02	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	813	187.51	152,445.63	
	VISA INC-CLASS A SHARES	810	314.08	254,404.80	
	CHUBB LTD	214	324.95	69,539.30	
	MARATHON PETROLEUM CORP	100	203.26	20,326.00	
	KINDER MORGAN INC	1,400	32.32	45,248.00	
	XYLEM INC	170	128.09	21,775.30	
	GARMIN LTD	68	214.74	14,602.32	
	ACCENTURE PLC-CL A	31	224.23	6,951.13	
	HCA HEALTHCARE INC	89	540.29	48,085.81	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	49	244.43	11,977.07	
	TARGA RESOURCES CORP	84	223.89	18,806.76	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	180	72.09	12,976.20	
	DOLLAR GENERAL CORP	176	153.84	27,075.84	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	30	461.76	13,852.80	
	TESLA, INC	1,191	417.44	497,171.04	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	525	96.66	50,746.50	
	GENERAL MOTORS CO	623	81.08	50,512.84	
	CBRE GROUP INC	230	142.31	32,731.30	
	EXPEDIA GROUP INC	50	212.67	10,633.50	
	PHILLIPS 66	110	159.77	17,574.70	
	META PLATFORMS INC	908	639.77	580,911.16	
	DUKE ENERGY CORP	462	128.20	59,228.40	
	SERVICENOW INC	458	107.08	49,042.64	
	PALO ALTO NETWORKS INC	361	166.95	60,268.95	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	250	62.59	15,647.50	
	WORKDAY INC-CLASS A	50	144.42	7,221.00	
	EATON CORP PLC	298	389.25	115,996.50	
	ABBVIE INC	860	231.50	199,090.00	
	T-MOBILE US INC	77	219.50	16,901.50	
	ZOETIS INC	68	126.65	8,612.20	
	TWILIO INC - A	143	113.00	16,159.00	
	BAKER HUGHES CO	890	61.20	54,468.00	
	IQVIA HOLDINGS INC	91	166.94	15,191.54	
	BOOKING HOLDINGS INC	18	4,140.60	74,530.80	
	AXON ENTERPRISE INC	32	429.67	13,749.44	
	BROADCOM INC	1,968	325.17	639,934.56	
	TAPESTRY INC	50	153.80	7,690.00	
	MONGODB INC	93	368.40	34,261.20	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	85	174.11	14,799.35	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	258	152.28	39,288.24	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	76	458.34	34,833.84	
	KKR & CO INC	240	101.73	24,415.20	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	127	92.60	11,760.20	
	CIGNA GROUP/THE	85	291.44	24,772.40	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	62	146.40	9,076.80	
	DELL TECHNOLOGIES -C	131	117.49	15,391.19	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FOX CORP- CLASS B	372	51.56	19,180.32	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	154	429.64	66,164.56	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	150	195.85	29,377.50	
	DUPONT DE NEMOURS INC	386	50.22	19,384.92	
	CARRIER GLOBAL CORP	225	65.40	14,715.00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	940	69.99	65,790.60	
	CORTEVA INC	222	75.03	16,656.66	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	98	345.50	33,859.00	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	57	465.27	26,520.39	
	BLACKSTONE INC	350	129.86	45,451.00	
	HOWMET AEROSPACE INC	308	250.21	77,064.68	
	TRUIST FINANCIAL CORP	510	51.90	26,469.00	
	CARLYLE GROUP INC/THE	200	54.49	10,898.00	
	DATADOG INC - CLASS A	110	125.20	13,772.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	282	425.99	120,129.18	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	160	234.53	37,524.80	
	GE AEROSPACE	670	315.41	211,324.70	
	ARISTA NETWORKS INC	442	141.59	62,582.78	
	AON PLC	86	321.70	27,666.20	
	RTX CORP	827	200.06	165,449.62	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	58	164.32	9,530.56	
	CONSTELLATION ENERGY	220	288.43	63,454.60	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	96	390.55	37,492.80	
	ROBLOX CORP -CLASS A	188	63.17	11,875.96	
	BLACKROCK INC	65	1,071.51	69,648.15	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	228	182.29	41,562.12	
	DOORDASH INC - A	170	160.34	27,257.80	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	124	125.07	15,508.68	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,216	131.41	159,794.56	
	JACOBS SOLUTIONS INC	83	132.79	11,021.57	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	365	78.61	28,692.65	
	LINDE PLC	229	481.00	110,149.00	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	558	75.97	42,391.26	
	GE VERNOVA INC	204	802.13	163,634.52	
	SYNCHRONY FINANCIAL	394	71.38	28,123.72	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	250	65.10	16,275.00	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	97	233.51	22,650.47	
	TE CONNECTIVITY PLC	110	236.19	25,980.90	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	99	261.36	25,874.64	
	LAM RESEARCH CORP	698	235.53	164,399.94	
	ELEVANCE HEALTH INC	43	346.80	14,912.40	
	ROCKET LAB CORP	165	67.44	11,127.60	
	APTIV PLC	166	85.20	14,143.20	
	MEDTRONIC PLC	680	99.49	67,653.20	
	QNTY ELECTRONICS INC	270	111.69	30,156.30	
	SOLSTICE ADV MATERIALS INC	88	78.22	6,883.36	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	200	139.24	27,848.00	
	BLOCK INC	156	49.80	7,768.80	
	FORTIVE CORP	150	56.90	8,535.00	
	S&P GLOBAL INC	124	409.54	50,782.96	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	150	314.62	47,193.00	
	ALPHABET INC-CL A	2,644	305.72	808,323.68	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	900	22.69	20,421.00	
	ALPHABET INC-CL C	2,263	306.02	692,523.26	
	WEC ENERGY GROUP INC	150	115.79	17,368.50	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	110	73.85	8,123.50	
	ZSCALER INC	78	177.72	13,862.16	
	MONSTER BEVERAGE CORP	345	81.48	28,110.60	
	VISTRA ENERGY CORP	284	171.49	48,703.16	
	小計 (邦貨換算)	134,997		24,750,542.27 (3,789,060,516)	
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	260	295.07	76,718.20	
	BANK OF MONTREAL	367	192.17	70,526.39	
	BANK OF NOVA SCOTIA	420	103.16	43,327.20	
	CAE INC	400	41.20	16,480.00	
	CAMECO CORP	700	153.94	107,758.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	430	130.51	56,119.30	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	710	55.39	39,326.90	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	177	146.42	25,916.34	
	FORTIS INC	250	77.42	19,355.00	
	ENBRIDGE INC	1,260	73.30	92,358.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,500	50.07	75,105.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	12	2,356.86	28,282.32	
	ROYAL BANK OF CANADA	683	230.98	157,759.34	
	LUNDIN MINING CORP	1,300	34.80	45,240.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	620	129.93	80,556.60	
	KINROSS GOLD CORP	2,700	46.87	126,549.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	5	2,356.67	11,783.35	
	SUNCOR ENERGY INC	590	76.25	44,987.50	
	ALTAGAS LTD	500	44.95	22,475.00	
	DOLLARAMA INC	370	190.12	70,344.40	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	130	198.68	25,828.40	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	520	83.86	43,607.20	
	BARRICK MINING CORP	1,955	65.32	127,700.60	
	BROOKFIELD CORP	800	65.06	52,048.00	
	CELESTICA INC	101	381.72	38,553.72	
	SHOPIFY INC - CLASS A	759	153.88	116,794.92	
	小計 (邦貨換算)	17,519		1,615,500.68 (181,679,206)	
オーストラリアドル	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	2,140	40.89	87,504.60	
	WESTPAC BANKING CORP	1,400	40.52	56,728.00	
	BHP GROUP LTD	1,940	51.13	99,192.20	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CSL LIMITED	101	150.01	15,151.01	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	470	176.20	82,814.00	
	RIO TINTO LTD	180	169.74	30,553.20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,400	46.01	64,414.00	
	WESFARMERS LIMITED	540	87.69	47,352.60	
	NEWMONT CORP-CDI	400	169.12	67,648.00	
	小計 (邦貨換算)	8,571		551,357.61 (59,750,624)	
イギリス	BHP GROUP LTD	870	26.94	23,437.80	
	BAE SYSTEMS PLC	1,600	19.68	31,488.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	923	43.54	40,187.42	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,500	17.18	25,777.50	
	IMPERIAL BRANDS PLC	1,051	32.88	34,556.88	
	HSBC HOLDINGS PLC	7,010	12.38	86,825.86	
	RIO TINTO PLC	160	71.87	11,499.20	
	SSE PLC	715	26.41	18,883.15	
	BP PLC	3,200	4.61	14,752.00	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	30,380	1.00	30,501.52	
	SMITH & NEPHEW PLC	487	13.25	6,452.75	
	ASTRAZENECA PLC	590	151.18	89,196.20	
	BARCLAYS PLC	13,270	4.54	60,245.80	
	NEXT PLC	90	127.35	11,461.50	
	RENTOKIL INITIAL PLC	2,150	4.42	9,503.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	170	75.70	12,869.00	
	3I GROUP PLC	730	34.36	25,082.80	
	RELX PLC	342	22.57	7,718.94	
	GLENCORE PLC	2,900	4.94	14,340.50	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	7,160	12.71	91,003.60	
	NATIONAL GRID PLC	1,035	13.66	14,138.10	
	TESCO PLC	4,400	4.88	21,502.80	
	NATWEST GROUP PLC	6,155	5.80	35,711.31	
	GSK PLC	1,275	21.65	27,603.75	
	SHELL PLC	3,320	28.72	95,367.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	96	64.68	6,209.28	
	ANGLO AMERICAN PLC	502	35.86	18,001.72	
	MAGNUM ICE CREAM CO BV/THE	298	12.18	3,631.13	
	UNILEVER PLC	1,324	54.32	71,919.68	
	小計 (邦貨換算)	93,703		939,868.19 (196,357,262)	
スイス	ZURICH INSURANCE GROUP AG	85	552.00	46,920.00	
	NOVARTIS AG-REG	904	125.14	113,126.56	
	ABB LTD-REG	980	69.98	68,580.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	311	360.00	111,960.00	
	HOLCIM LTD	700	69.92	48,944.00	
	NESTLE SA-REG	1,092	79.58	86,901.36	
	LONZA GROUP AG-REG	35	521.00	18,235.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	300	158.65	47,595.00	
	SANDOZ GROUP AG	400	65.64	26,256.00	
	UBS GROUP AG	1,413	32.10	45,357.30	
	AMRIZE LTD	350	45.14	15,799.00	
	小計 (邦貨換算)	6,570		629,674.62 (125,418,590)	
ホンコンドル	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	400	405.20	162,080.00	
	AIA GROUP LTD	2,800	80.30	224,840.00	
	小計 (邦貨換算)	3,200		386,920.00 (7,575,893)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,820	57.06	103,849.20	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,600	18.13	29,008.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	7,200	4.91	35,352.00	
	KEPPEL CORP LTD	6,700	12.61	84,487.00	
	小計 (邦貨換算)	17,320		252,696.20 (30,619,198)	
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	515	340.50	175,357.50	
	ERICSSON LM-B SHS	1,000	98.42	98,420.00	
	SKF AB-B SHARES	350	253.70	88,795.00	
	VOLVO AB-B SHS	1,000	343.70	343,700.00	
	SANDVIK AB	1,090	376.80	410,712.00	
	SAAB AB-B	500	638.70	319,350.00	
	小計 (邦貨換算)	4,455		1,436,334.50 (24,647,500)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	190	267.70	50,863.00	
	NORSK HYDRO ASA	700	85.82	60,074.00	
	小計 (邦貨換算)	890		110,937.00 (1,782,757)	
デンマーククローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	4	15,330.00	61,320.00	
	DANSKE BANK A/S	1,180	325.90	384,562.00	
	DSV A/S	130	1,690.00	219,700.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,238	310.60	384,522.80	
	小計 (邦貨換算)	2,552		1,050,104.80 (25,528,047)	
ユーロ	AIRBUS SE	364	192.42	70,040.88	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	230	33.45	7,693.50	
	ADIDAS AG	50	154.95	7,747.50	
	GENERALI	720	34.84	25,084.80	
	L'OREAL	125	372.35	46,543.75	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	100	514.20	51,420.00	
	INTESA SANPAOLO	13,800	5.69	78,618.60	
	THALES SA	23	245.20	5,639.60	
	CAPGEMINI SA	50	104.85	5,242.50	
	KBC GROEP NV	140	113.25	15,855.00	
	RWE AG	530	49.95	26,473.50	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	234	262.90	61,518.60	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SAP SE	300	171.72	51,516.00	
	BAYER AG	386	45.98	17,750.21	
	HEIDELBERGCEMENT AG	208	188.45	39,197.60	
	ALLIANZ SE-REG	227	366.90	83,286.30	
	HERMES INTERNATIONAL	17	2,147.00	36,499.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	55	530.60	29,183.00	
	RHEINMETALL AG	24	1,609.00	38,616.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,000	19.11	76,460.00	
	UCB SA	35	279.50	9,782.50	
	REPSOL SA	2,050	16.99	34,829.50	
	SANOFI	326	77.62	25,304.12	
	BANCO SANTANDER SA	11,040	10.03	110,775.36	
	SIEMENS AG-REG	416	251.05	104,436.80	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	720	29.60	21,312.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,565	32.23	50,439.95	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	570	43.51	24,800.70	
	NOKIA OYJ	2,700	5.86	15,843.60	
	SOCIETE GENERALE	570	66.70	38,019.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	59	218.10	12,867.90	
	AXA SA	395	37.46	14,796.70	
	ENEL SPA	5,620	9.30	52,299.72	
	ENI SPA	1,860	18.18	33,822.24	
	ESSILORLUXOTTICA	166	258.30	42,877.80	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	600	98.30	58,980.00	
	SAFRAN SA	236	332.80	78,540.80	
	MTU AERO ENGINES AG	75	394.40	29,580.00	
	HEINEKEN HOLDING NV	129	70.85	9,139.65	
	LEONARDO SPA	426	54.08	23,038.08	
	LEGRAND SA	30	149.25	4,477.50	
	TOTALENERGIES SE	590	64.38	37,984.20	
	VINCI SA	145	135.30	19,618.50	
	DANONE	439	72.32	31,748.48	
	AIR LIQUIDE SA	225	169.40	38,115.00	
	CAIXABANK SA	600	10.01	6,009.00	
	IBERDROLA SA	4,200	20.06	84,252.00	
	AMADEUS IT GROUP SA	128	48.84	6,251.52	
	COMMERZBANK AG	894	32.16	28,751.04	
	ASML HOLDING NV	168	1,190.40	199,987.20	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	450	39.82	17,919.00	
	FERRARI NV	99	322.30	31,907.70	
	NORDEA BANK ABP	1,153	16.18	18,661.30	
	PROSUS NV	700	42.50	29,753.50	
	SIEMENS ENERGY AG	446	162.10	72,296.60	
	SAMPO OYJ-A SHS	1,400	8.95	12,532.80	
	NN GROUP NV	520	67.98	35,349.60	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	510	20.10	10,251.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	INDITEX	480	57.06	27,388.80	
	FERROVIAL SE	610	61.28	37,380.80	
	UNICREDIT SPA	1,297	71.33	92,515.01	
	ARCELORMITTAL	700	52.14	36,498.00	
	ABN AMRO BANK NV	755	28.21	21,298.55	
	ING GROEP NV-CVA	650	23.82	15,483.00	
	小計 (邦貨換算)	68,330		2,482,302.86 (450,811,022)	
	合計 (邦貨換算)	358,107		(4,893,230,615)	

b. 株式以外の有価証券

(2026年2月16日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USDドル	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	30	5,285.70	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	235	46,255.05	
		PUBLIC STORAGE	63	18,922.05	
		VENTAS INC	225	19,179.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	258	46,690.26	
		PROLOGIS INC	455	63,231.35	
		AMERICAN TOWER CORP	180	34,578.00	
		EQUINIX INC	16	15,299.04	
		WELLTOWER INC	610	128,539.20	
		VICI PROPERTIES INC	282	8,262.60	
		小計 (邦貨換算)	2,354	386,242.25 (59,129,826)	
カナダドル	新株予約権証券	CONSTELLATION SOFTWARE IN-28 (邦貨換算)	23	0.00 (0)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	1,000	31,020.00	
		SCENTRE GROUP	5,600	21,224.00	
		小計 (邦貨換算)	6,600	52,244.00 (5,661,682)	
シンガポールドル	投資証券	KEPPEL REIT (邦貨換算)	1,660	1,560.40 (189,073)	
		合計 (邦貨換算)	10,637	(64,980,581)	

(注) 新株予約権証券における券面総額欄の数値は、株数を表示しております。

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
USDドル	株式 283 銘柄	75.82%	76.43%
	投資証券 10 銘柄	1.18%	1.19%
カナダドル	株式 26 銘柄	3.64%	3.66%
	新株予約権証券 1 銘柄	0.00%	0.00%
オーストラリアドル	株式 9 銘柄	1.20%	1.21%
	投資証券 2 銘柄	0.11%	0.11%
イギリスポンド	株式 29 銘柄	3.93%	3.96%
スイスフラン	株式 11 銘柄	2.51%	2.53%
ホンコンドル	株式 2 銘柄	0.15%	0.15%
シンガポールドル	株式 4 銘柄	0.61%	0.62%
	投資証券 1 銘柄	0.00%	0.00%
スウェーデンクローナ	株式 6 銘柄	0.49%	0.50%
ルウェーグロネ	株式 2 銘柄	0.04%	0.04%
デンマーククローネ	株式 4 銘柄	0.51%	0.51%
ユーロ	株式 64 銘柄	9.02%	9.09%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2026年2月16日現在)

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USDドル	国債証券	US TREASURY N/B	390,000	384,942.18	2.38	2027.5.15	
		US TREASURY N/B	1,400,000	1,383,894.52	2.88	2028.5.15	
		US TREASURY N/B	900,000	878,958.98	2.63	2029.2.15	
		US TREASURY N/B	930,000	823,358.78	0.63	2030.5.15	
		US TREASURY N/B	200,000	180,187.50	1.88	2032.2.15	
		US TREASURY N/B	720,000	677,587.50	2.75	2032.8.15	
		US TREASURY N/B	70,000	72,888.86	4.50	2033.11.15	
		US TREASURY N/B	600,000	610,781.25	4.25	2035.8.15	
		US TREASURY N/B	300,000	214,376.95	1.88	2041.2.15	
		US TREASURY N/B	580,000	392,394.92	2.25	2046.8.15	
		US TREASURY N/B	430,000	335,248.82	3.13	2048.5.15	
		US TREASURY N/B	390,000	193,171.87	1.25	2050.5.15	
		小計 (邦貨換算)	6,910,000	6,147,792.13 (941,165,497)			
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	200,000	201,042.50	2.75	2027.9.1	
		CANADA-GOV'T	150,000	147,037.21	2.75	2033.6.1	
		CANADA-GOV'T	100,000	65,986.68	1.75	2053.12.1	
		小計 (邦貨換算)	450,000	414,066.39 (46,565,906)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	230,000	221,135.80	2.75	2028.11.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	80,000	40,911.20	1.75	2051.6.21	
		小計 (邦貨換算)	310,000	262,047.00 (28,398,033)			
イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	150,000	159,773.22	6.00	2028.12.7	
		UK TSY GILT	180,000	182,597.81	4.25	2032.6.7	
		UK TSY GILT	120,000	120,376.21	4.75	2038.12.7	
		UK TSY GILT	230,000	85,561.41	0.63	2050.10.22	
		UK TSY GILT	100,000	31,730.00	1.13	2073.10.22	
		小計 (邦貨換算)	780,000	580,038.65 (121,181,674)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	50,000	52,824.99	2.63	2032.8.1	
		SINGAPORE GOV'T	30,000	28,590.00	1.88	2051.10.1	
		小計 (邦貨換算)	80,000	81,414.99 (9,865,054)			
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT (邦貨換算)	80,000	80,712.00 (7,455,367)	4.50	2035.5.15	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT (邦貨換算)	350,000	341,590.98 (5,861,701)	0.75	2028.5.12	

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
ノルウェー kroner	国債証券	NORWEGIAN GOV'T (邦貨換算)	300,000	267,318.60 (4,295,809)	2.13	2032.5.18	
メキシコ peso	国債証券	MEXICAN BONOS	360,000	343,664.71	7.50	2033.5.26	
		MEXICAN BONOS 小計 (邦貨換算)	1,580,000 1,940,000	1,509,003.17 1,852,667.88 (16,533,949)	7.75	2034.11.23	
ポーランド zloty	国債証券	POLAND GOVT BOND POLAND GOVT BOND 小計 (邦貨換算)	260,000 150,000 410,000	274,962.81 128,560.12 403,522.93 (17,405,073)	5.75 1.75	2029.4.25 2032.4.25	
中国 yuan	国債証券	CHINA GOVT BOND CHINA GOVT BOND CHINA GOVT BOND CHINA GOVT BOND 小計 (邦貨換算)	4,700,000 3,000,000 2,000,000 900,000 10,600,000	4,914,375.46 3,240,842.40 2,097,439.60 1,061,459.10 11,314,116.56 (250,857,723)	2.75 3.02 2.35 3.19	2029.6.15 2031.5.27 2034.2.25 2053.4.15	
ドイツ mark	国債証券	DEUTSCHLAND REP DEUTSCHLAND REP DEUTSCHLAND REP DEUTSCHLAND REP BTPS BTPS BTPS BTPS BTPS BTPS FRANCE O.A.T. FRANCE O.A.T. FRANCE O.A.T. FRANCE O.A.T. NETHERLANDS GOVT NETHERLANDS GOVT SPANISH GOV'T SPANISH GOV'T SPANISH GOV'T BELGIAN 0336 REP OF AUSTRIA REP OF AUSTRIA IRISH GOVT 小計 (邦貨換算)	640,000 20,000 140,000 140,000 40,000 50,000 400,000 130,000 70,000 140,000 370,000 270,000 200,000 20,000 110,000 60,000 310,000 200,000 50,000 150,000 130,000 30,000 80,000 3,750,000	621,408.00 19,731.00 135,905.00 99,757.00 39,928.00 52,550.00 383,240.00 116,012.00 73,808.00 94,500.00 338,550.00 232,794.00 180,220.00 8,752.00 103,026.00 44,100.00 275,285.42 179,984.75 43,819.57 126,240.00 126,646.00 30,312.00 69,671.80 3,396,240.54 (616,791,244)	0.50 2.30 2.20 1.80 2.00 3.85 1.65 0.95 4.00 2.15 0.00 1.25 3.25 0.75 0.00 2.00 0.70 1.85 3.45 1.90 0.75 3.80 1.70	2028.2.15 2033.2.15 2034.2.15 2053.8.15 2028.2.1 2029.12.15 2030.12.1 2032.6.1 2037.2.1 2052.9.1 2029.11.25 2034.5.25 2045.5.25 2053.5.25 2029.1.15 2054.1.15 2032.4.30 2035.7.30 2066.7.30 2038.6.22 2028.2.20 2062.1.26 2037.5.15	
		合計 (邦貨換算)		(2,066,377,030)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
USドル	国債証券 12 銘柄	44.98%	45.56%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	2.23%	2.25%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	1.36%	1.37%
イギリスポンド	国債証券 5 銘柄	5.79%	5.86%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	0.47%	0.48%
ニュージーランドドル	国債証券 1 銘柄	0.36%	0.36%
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	0.28%	0.28%
ルウェーゴネ	国債証券 1 銘柄	0.21%	0.21%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	0.79%	0.80%
インド円	国債証券 2 銘柄	0.83%	0.84%
ロシア人民元	国債証券 4 銘柄	11.99%	12.14%
ユーロ	国債証券 23 銘柄	29.48%	29.85%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年2月27日現在)

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

資産総額	2,313,618,337 円
負債総額	914,159 円
純資産総額(-)	2,312,704,178 円
発行済数量	1,659,379,179 口
1単位当たり純資産額(/)	1.3937 円

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

資産総額	2,799,698,007 円
負債総額	1,101,088 円
純資産総額(-)	2,798,596,919 円
発行済数量	1,753,617,974 口
1単位当たり純資産額(/)	1.5959 円

(参考)国内株式マザーファンド

資産総額	10,738,119,782 円
負債総額	352,651,898 円
純資産総額(-)	10,385,467,884 円
発行済数量	2,869,880,157 口
1単位当たり純資産額(/)	3.6188 円

(参考) 国内債券マザーファンド

資産総額	11,201,332,716 円
負債総額	137,410,540 円
純資産総額 (-)	11,063,922,176 円
発行済数量	8,759,729,655 口
1単位当たり純資産額 (/)	1.2630 円

(参考) 外国株式マザーファンド

資産総額	5,184,605,594 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	5,184,605,594 円
発行済数量	650,493,873 口
1単位当たり純資産額 (/)	7.9703 円

(参考) 外国債券マザーファンド

資産総額	2,133,326,388 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	2,133,326,388 円
発行済数量	537,017,105 口
1単位当たり純資産額 (/)	3.9725 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等を実施し、その結果をコンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年2月末日現在、231本であり、その純資産総額の合計は827,591百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	102本	378,662百万円
単位型株式投資信託	81本	298,683百万円
単位型公社債投資信託	48本	150,247百万円
合計	231本	827,591百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金・預金			5,243,788		5,454,528
2. 前払費用			84,385		69,182
3. 未収入金			11		-
4. 未収委託者報酬			786,210		756,629
5. 未収運用受託報酬			372,799		489,494
6. その他			28,389		28,812
流動資産計			6,515,585		6,798,648
固定資産					
1. 有形固定資産			80,377		100,183
(1) 建物	1	58,177		53,959	
(2) 器具備品	1	22,132		46,174	
(3) その他	1	67		50	
2. 無形固定資産			59,615		51,975
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		51,914		40,444	
(3) ソフトウェア仮勘定		4,837		8,668	
3. 投資その他の資産			377,814		412,303
(1) 投資有価証券		73,082		41,389	
(2) 長期差入保証金		94,383		89,090	
(3) 繰延税金資産		201,452		237,131	
(4) 長期前払費用		8,896		44,692	
固定資産計			517,807		564,462
資産合計			7,033,392		7,363,110

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			8,230		1,562
2. 未払金			313,073		301,446
(1) 未払収益分配金		2,477		2,752	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		253,964		238,844	
(4) その他未払金		56,629		59,847	
3. 未払費用			383,553		409,819
4. 未払法人税等			37,418		99,440
5. 未払消費税等			47,112		64,603
6. 賞与引当金			217,291		262,025
7. 役員賞与引当金			9,000		9,000
流動負債計			1,015,679		1,147,897
固定負債					
1. 退職給付引当金			458,579		470,763
2. 役員退職慰労引当金			9,625		12,325
固定負債計			468,204		483,088
負債合計			1,483,883		1,630,985
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,160,606		4,353,829
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		847,816		1,041,039	
株主資本計			5,538,274		5,731,497
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			11,234		627
評価・換算差額等計			11,234		627
純資産合計			5,549,509		5,732,125
負債・純資産合計			7,033,392		7,363,110

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			3,815,873		3,919,250
2. 運用受託報酬			1,371,210		1,854,086
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			30,018		30,931
営業収益計			5,227,102		5,814,269
営業費用					
1. 支払手数料			1,314,653		1,379,158
2. 広告宣伝費			449		1,056
3. 調査費			1,462,653		1,581,027
(1) 調査費		78,433		80,482	
(2) 委託調査費		938,128		997,135	
(3) 情報機器関連費		445,204		502,485	
(4) 図書費		887		923	
4. 委託計算費			202,225		201,819
5. 営業雑経費			87,513		89,830
(1) 通信費		8,752		7,532	
(2) 印刷費		68,725		71,381	
(3) 協会費		5,403		5,768	
(4) 諸会費		4,632		5,147	
営業費用計			3,067,495		3,252,891
一般管理費					
1. 給料			1,182,195		1,315,383
(1) 役員報酬		49,713		52,212	
(2) 給料・手当		1,064,091		1,176,113	
(3) 賞与		68,391		87,058	
2. 法定福利費			202,434		224,762
3. 退職金			3,089		2,718
4. 福利厚生費			3,982		4,986
5. 交際費			671		470
6. 寄付金			21		-
7. 旅費交通費			4,865		8,207
8. 事務委託費			108,634		101,257
9. 租税公課			75,603		74,403
10. 不動産賃借料			156,478		165,478
11. 退職給付費用			55,316		58,910
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,800		2,700
13. 賞与引当金繰入			217,291		262,025
14. 役員賞与引当金繰入			9,000		9,000
15. 固定資産減価償却費			34,022		44,996
16. 諸経費			48,013		51,609
一般管理費計			2,104,422		2,326,910
営業利益			55,185		234,466

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			952		983
2. 受取利息			31		1,712
3. 助成金収入			500		500
4. 時効成立分配金・償還金			-		856
5. 雑収入			590		539
営業外収益計			2,074		4,591
営業外費用					
1. 為替差損			9,366		1,886
2. 損失補填金			-		478
3. 雑損失			171		2
営業外費用計			9,537		2,367
経常利益			47,722		236,690
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			12,192		25,145
特別利益計			12,192		25,145
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		251		0
2. 投資有価証券評価損			-		2,332
3. 投資有価証券売却損			2,551		132
特別損失計			2,802		2,465
税引前当期純利益			57,112		259,370
法人税、住民税及び事業税			25,455		97,144
法人税等調整額			175		30,997
当期純利益			31,832		193,223

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益						31,832	31,832	31,832
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益			31,832
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当期変動額								
当期純利益						193,223	193,223	193,223
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	193,223	193,223	193,223
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当期変動額			
当期純利益			193,223
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	10,607	10,607	10,607
当期変動額合計	10,607	10,607	182,616
当期末残高	627	627	5,732,125

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88,203千円 器具備品 145,733千円 その他 846千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア -千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク)の管理方法を定めております。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

当事業年度（2025年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	11,189	11,189	-
資産計	11,189	11,189	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,454,528	-	-
未収委託者報酬	756,629	-	-
未収運用受託報酬	489,494	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	9,994	1,194	-
合計	6,710,647	1,194	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	11,189	-	11,189
資産計	-	11,189	-	11,189

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年 3月31日)

1 . その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 : 千円)

	種類 (*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,451	6,599	1,147
	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2 . 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年 3月31日)

1 . その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は52,645千円であり、売却益の合計額は25,145千円、売却損の合計額は132千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 : 千円)

	種類 (*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	5,560	4,442	1,117
	小計	5,560	4,442	1,117
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,628	5,841	213
	小計	5,628	5,841	213
合計		11,189	10,284	904

(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2 . 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について2,332千円 (その他有価証券の投資信託2,332千円) 減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1. 委託者報酬	3,815,873	3,919,250
2. 運用受託報酬	1,371,210	1,854,086
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	30,018	30,931
合計	5,227,102	5,814,269

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>43,785千円</u>
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>458,579千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

<u>退職給付引当金</u>	<u>458,579千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	458,579千円
退職給付費用	40,956千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>28,772千円</u>
退職給付引当金の期末残高	470,763千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>470,763千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>470,763千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>470,763千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>470,763千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,420千円
----------------	----------

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,489千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
	(単位 : 千円)	(単位 : 千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金 (注 1)	14,253	3,226
賞与引当金	66,534	80,232
未払社会保険料	11,064	13,143
未払事業税	4,994	6,751
退職給付引当金	143,364	151,874
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,504
その他	24,800	25,431
小計	280,072	296,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	14,201	249
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	59,459	58,505
評価性引当額小計	73,661	58,754
繰延税金資産計	206,411	237,408
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	4,958	277
繰延税金負債計	4,958	277
繰延税金資産の純額	201,452	237,131

(注 1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,253千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	3,226	3,226
評価性引当額	-	-	249	249
繰延税金資産	-	-	2,977	2,977

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金3,226千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産2,977千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）		当事業年度（2025年3月31日）	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割	4.0%	住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	4.7%	評価性引当額の増減	5.7%
所得税額控除	1.4%	所得税額控除	0.2%
その他	0.7%	その他	1.5%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	44.2%	税効果会計適用後の法人税率の負担率	25.5%

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,051千円増加し、法人税等調整額が4,051千円減少しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	946,430

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額 (*)	124	未払金	124

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額 (*)	1,018	未払金	1,018

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約 (*)	589,853	未収運用受託報酬	161,495

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約 (*)	902,619	未収運用受託報酬	284,245

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	5,126.56円	1 株当たり純資産額	5,295.26円
1 株当たり当期純利益	29.40円	1 株当たり当期純利益	178.49円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益 (千円)	31,832	当期純利益 (千円)	193,223
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	31,832	普通株式に係る当期純利益 (千円)	193,223
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,082	普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月3日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金・預金			5,120,678
2. 前払費用			127,934
3. 未収入金			30,623
4. 未収委託者報酬			682,745
5. 未収運用受託報酬			574,214
6. その他			17,623
流動資産計			6,553,819
固定資産			
1. 有形固定資産			133,969
(1) 建物	1	51,970	
(2) 器具備品	1	81,951	
(3) その他	1	47	
2. 無形固定資産			44,397
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		33,545	
(3) ソフトウェア仮勘定		7,988	
3. 投資その他の資産			380,079
(1) 投資有価証券		31,470	
(2) 長期差入保証金		87,326	
(3) 繰延税金資産		192,433	
(4) 長期前払費用		68,849	
固定資産計			558,446
資産合計			7,112,266

		当中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			1,280
2. 未払金			296,923
(1) 未払収益分配金		2,752	
(2) 未払手数料		237,481	
(3) その他未払金		56,689	
3. 未払費用			387,907
4. 未払法人税等			13,538
5. 未払消費税等	2		34,852
6. 賞与引当金			148,611
7. 役員賞与引当金			2,500
流動負債計			885,615
固定負債			
1. 退職給付引当金			458,350
2. 役員退職慰労引当金			2,800
固定負債計			461,150
負債合計			1,346,765
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,387,643
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		1,074,853	
株主資本計			5,765,311
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			189
評価・換算差額等計			189
純資産合計			5,765,500
負債・純資産合計			7,112,266

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,738,321
2. 運用受託報酬			945,848
3. 投資助言報酬			5,010
4. その他営業収益			7,375
営業収益計			2,696,556
営業費用			
1. 支払手数料			619,873
2. 広告宣伝費			2,436
3. 調査費			713,365
(1) 調査費		48,233	
(2) 委託調査費		400,436	
(3) 情報機器関連費		264,322	
(4) 図書費		372	
4. 委託計算費			96,461
5. 営業雑経費			42,487
(1) 通信費		4,009	
(2) 印刷費		32,488	
(3) 協会費		3,246	
(4) 諸会費		2,742	
営業費用計			1,474,624
一般管理費			
1. 給料			625,510
(1) 役員報酬		21,304	
(2) 給料・手当		594,337	
(3) 賞与		9,869	
2. 法定福利費			103,749
3. 退職金			2,054
4. 福利厚生費			2,933
5. 交際費			155
6. 旅費交通費			5,430
7. 事務委託費			74,768
8. 租税公課			35,852
9. 不動産賃借料			82,739
10. 退職給付費用			29,454
11. 役員退職慰労引当金繰入			975
12. 賞与引当金繰入			148,611
13. 役員賞与引当金繰入			2,500
14. 固定資産減価償却費	1		27,286
15. 諸経費			32,188
一般管理費計			1,174,209
営業利益			47,722

		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			980
2. 受取利息			2,015
3. 雑収入			1,205
営業外収益計			4,201
営業外費用			
1. 為替差損			2,262
2. 雑損失			14
営業外費用計			2,276
經常利益			49,647
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			1,362
特別利益計			1,362
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			1,071
特別損失計			1,071
税引前中間純利益			49,938
法人税、住民税及び事業税			28,766
法人税等調整額			44,891
中間純利益			33,813

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497
当中間期変動額								
中間純利益						33,813	33,813	33,813
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	33,813	33,813	33,813
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,074,853	4,387,643	5,765,311

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高		627	5,732,125
当中間期変動額			
中間純利益			33,813
株主資本以外の項目の 当中間期 変動額(純額)	438	438	438
当中間期 変動額合計	438	438	33,375
当中間期末残高		189	5,765,500

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年 9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	90,989千円
器具備品	157,303千円
その他	849千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)	
1 固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	17,080千円
無形固定資産	10,205千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	1,082	-	-	1,082

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	1,270	1,270	-
資産計	1,270	1,270	-

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 2025年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	1,270	-	1,270
資産計	-	1,270	-	1,270

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) その他	1,270	997	272
	小計	1,270	997	272
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,270	997	272

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1. 委託者報酬	1,738,321
2. 運用受託報酬	945,848
3. 投資助言報酬	5,010
4. その他営業収益	7,375
合計	2,696,556

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	525,971

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,326円09銭
1株当たり中間純利益	31円23銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益(千円)	33,813
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	33,813
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 21 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行ない、長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 国内株式 33%、国内債券 38%、外国株式 15%、外国債券 12%および現預金 2%の比率を基本ポートフォリオとし、価格変動を抑えた安定運用を行ないます。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行ないます。
- ③ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行なう場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産について、国内において行なわれる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引を行なうことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。
- ⑦ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 60%未満とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 40%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 同一発行体の発行する公社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします（但し国債は除きます。）。
- ⑧ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑩ スワップ取引は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑫ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

(1) 分配対象額の範囲

利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額から諸経費を控除した額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

追加型証券投資信託
青のライフキャンパス・ファンド（標準型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 3,996,316,187 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 56 条第 6 項、第 57 条第 1 項、第 58 条、第 59 条第 1 項または第 61 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 3,996,316,187 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第 31 条に

規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。以下同じ。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算します。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請す

る場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 54 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、この場合において第 54 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては 1 口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動継続投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 54 条の 2 の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるところによるものとします。
- ⑥ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者が第 54 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合、または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の売却価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、赤のライフキャンバス・ファンドの受益者が当該信託の受益権の一部

解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合は、1口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。この場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ⑧ 前項の規定は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項で定める契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者または同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）による同法に基づく取得申込の場合には適用されません。

第13条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類）

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券〔新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。〕
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

25. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 5 号の証券または証書、第 17 号および第 22 号の証券または証書のうち第 5 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 6 号から第 11 号までの証券および第 17 号および第 22 号の証券または証書のうち第 6 号から第 11 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 18 号の証券および第 19 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 60 以上となる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券または投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

（運用の基本方針）

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

第 22 条 <削除>

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券または当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財

産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額〔信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額〕に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供を要求され委託者がその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と委託者が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供を要求され委託者がその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と委託者が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付けの指図・範囲）

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図・範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 32 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一発行体の発行する公社債への投資制限)

第 33 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません(ただし、国債は除きます。)

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該公社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の投資制限)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 40 を超

えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建資産への投資制限)

第 35 条 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 36 条 委託者は、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの信託財産の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 37 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 38 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 39 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第 40 条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 41 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 42 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 43 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 44 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定して

いる資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 45 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 46 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 47 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 16 日から翌年 2 月 15 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 48 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 49 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表にかかる監査報酬(消費税等を含みます。)は第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 50 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信

託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第51条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第52条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第53条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第54条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第54条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第54条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第55条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行いません。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 前2項より、信託の一部解約が第56条第2項により行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 一部解約金は、第56条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、当該5営業日目から受益者に支払います。
- ⑦ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行ないます。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は、当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第54条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第55条 受益者が、収益分配金について第54条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第54条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第56条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の中止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった前日および当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑥ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑦ 委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑧ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑨ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第6項の信託契約の解約をしません。
- ⑩ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を

監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第62条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第60条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第61条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第62条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 62 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 62 条の 2 第 56 条第 6 項、第 57 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 56 条第 8 項、第 57 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、第 56 条第 10 項、第 57 条第 2 項または前条第 2 項の規定による公告または書面の交付の後に取得した受益権についてはこの限りではありません。

(公告)

第 63 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 64 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 65 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(付則)

第 1 条 第 54 条第 8 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎

の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 12 年 2 月 16 日

委託者 大同ライフ投信株式会社
(現 T&Dアセットマネジメント株式会社)

受託者 東洋信託銀行株式会社
(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)

追加型証券投資信託

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 21 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行ない、長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 国内株式 44%、国内債券 23%、外国株式 17%、外国債券 14%および現預金 2%の比率を基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行ないます。また、上記基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変動レンジは原則として毎年見直しを行ないます。
- ③ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行なう場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産について、国内において行なわれる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引を行なうことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。
- ⑦ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 同一発行体の発行する公社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします（但し国債は除きます。）。
- ⑧ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑩ スワップ取引は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款の範囲内で行ないます。
- ⑫ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

(1) 分配対象額の範囲

利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額から諸経費を控除した額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

追加型証券投資信託
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 3,995,410,243 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 56 条第 6 項、第 57 条第 1 項、第 58 条、第 59 条第 1 項または第 61 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 3,995,410,243 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第 31 条に

規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。以下同じ。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 36 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算します。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請す

る場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 54 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、この場合において第 54 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては 1 口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動継続投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 54 条の 2 の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるところによるものとします。
- ⑥ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者が第 54 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合、または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の売却価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、青のライフキャンバス・ファンドの受益者が当該信託の受益権の一部

解約金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合は、1口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。この場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ⑧ 前項の規定は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項で定める契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者または同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）による同法に基づく取得申込の場合には適用されません。

第13条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類）

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券〔新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。〕
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

25. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第17号および第22号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第11号までの証券および第17号および第22号の証券または証書のうち第6号から第11号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券または投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

第 22 条 <削除>

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券または当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財

産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額〔信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額〕に信託財産が限月までに受取る組入公社債、および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供を要求され委託者がその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と委託者が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供を要求され委託者がその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と委託者が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付けの指図・範囲）

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図・範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 32 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一発行体の発行する公社債への投資制限)

第 33 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません(ただし、国債は除きます。)

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該公社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の投資制限)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超

えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建資産への投資制限)

第 35 条 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 36 条 委託者は、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの信託財産の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 37 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 38 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 39 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第 40 条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 41 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 42 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 43 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 44 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定して

いる資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 45 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 46 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 47 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 16 日から翌年 2 月 15 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 48 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 49 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表にかかる監査報酬(消費税等を含みます。)は第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 50 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 47 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信

託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第51条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第52条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第53条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第54条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第54条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第54条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第55条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行いません。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 前 2 項より、信託の一部解約が第 56 条第 2 項により行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 一部解約金は、第 56 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行ないます。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は、当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとし、
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 54 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 55 条 受益者が、収益分配金について第 54 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 54 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約および残存受益権口数の減少による全部解約)

第 56 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の中止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった前日および当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑥ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑦ 委託者は、前項の規定により、信託契約を終了させようとする場合には、あらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
- ⑧ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑨ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第6項の信託契約の解約をしません。
- ⑩ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第57条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の規定について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第58条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第62条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第59条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第62条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第60条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第61条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第62条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 62 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 62 条の 2 第 56 条第 6 項、第 57 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 56 条第 8 項、第 57 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、第 56 条第 10 項、第 57 条第 2 項または前条第 2 項の規定による公告または書面の交付の後に取得した受益権についてはこの限りではありません。

(公告)

第 63 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 64 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 65 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(付則)

第 1 条 第 54 条第 8 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎

の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 12 年 2 月 16 日

委託者 大同ライフ投信株式会社
(現 T&Dアセットマネジメント株式会社)

受託者 東洋信託銀行株式会社
(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)